

附録 看護関係法令¹⁾

保健師助産師看護師法(昭和23年7月30日 法律第203号)【抄】²⁾

第1章 総則

〔法律の目的〕³⁾

第1条 この法律は、保健師、助産師及び看護師の資質を向上し、もつて医療及び公衆衛生の普及向上を図ることを目的とする。

〔保健師の定義〕

第2条 この法律において、「保健師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、保健師の名称を用いて、保健指導に従事することを業とする者をいう。

〔助産師の定義〕

第3条 この法律において、「助産師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、助産又は妊婦、じよく婦若しくは新生児の保健指導を行うことを業とする女子をいう。

第4条 削除【著者注：本法制定当初、看護婦に甲乙の2種類があった名残^{なごり}である。】

〔看護師の定義〕

第5条 この法律において、「看護師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、傷病者若しくはじよく婦に対する療養上の世話又は診療の補助を行うことを業とする者をいう。

〔准看護師の定義〕

第6条 この法律において、「准看護師」とは、都道府県知事の免許を受けて、医師、歯科医師又は看護師の指示を受けて、前条に規定することを行うことを業とする者をいう。

第2章 免許

〔保健師・助産師・看護師の免許〕

第7条 保健師になろうとする者は、保健師国家試

験及び看護師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない。

2 助産師になろうとする者は、助産師国家試験及び看護師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない。

3 看護師になろうとする者は、看護師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない。

〔准看護師の免許〕

第8条 准看護師になろうとする者は、准看護師試験に合格し、都道府県知事の免許を受けなければならない。

〔欠格事由〕

第9条 次の各号のいずれかに該当する者には、前2条の規定による免許(以下「免許」という。)を与えないことがある。

一 罰金以上の刑に処せられた者

二 前号に該当する者を除くほか、保健師、助産師、看護師又は准看護師の業務に関し犯罪又は不正の行為があつた者

三 心身の障害により保健師、助産師、看護師又は准看護師の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

四 麻薬、大麻又はあへん中毒者

〔保健師籍・助産師籍・看護師籍〕

第10条 厚生労働省に、保健師籍、助産師籍及び看護師籍を備え、登録年月日、第14条第1項の規定による処分に関する事項その他の保健師免許、助産師免許及び看護師免許に関する事項を登録する。

〔准看護師籍〕

第11条 都道府県に准看護師籍を備え、登録年月日、

1) 本来、法律は縦書きであるが、本書は横書きになっているために、便宜上、漢数字がアラビア数字になるなどの変更を加えている。また、保健師助産師看護師法には法律自体に目次があるが、分量の関係で省いている。

2) 法律・政令・省令を合わせると膨大な量になるために、掲載にあたっては抄録としている。とくに附則は、現在でも効力をもつ経過規定や学術的に重要なものに限っている。

3) 本附録に掲載した条文には〔 〕または()で見出しがついているが、〔 〕は著者が参考としてつけたものであり、()は法律自体についているものである。【 】も著者が参考のために補足または省略したものである。

第14条第2項の規定による処分に関する事項その他の准看護師免許に関する事項を登録する。

〔免許の付与および免許証の交付〕

第12条 保健師免許は、保健師国家試験及び看護師国家試験に合格した者の申請により、保健師籍に登録することによつて行う。

2 助産師免許は、助産師国家試験及び看護師国家試験に合格した者の申請により、助産師籍に登録することによつて行う。

3 看護師免許は、看護師国家試験に合格した者の申請により、看護師籍に登録することによつて行う。

4 准看護師免許は、准看護師試験に合格した者の申請により、准看護師籍に登録することによつて行う。

5 厚生労働大臣又は都道府県知事は、免許を与えたときは、それぞれ保健師免許証、助産師免許証若しくは看護師免許証又は准看護師免許証を交付する。

〔意見の聴取〕

第13条 厚生労働大臣は、保健師免許、助産師免許又は看護師免許を申請した者について、第9条第3号に掲げる者に該当すると認め、同条の規定により当該申請に係る免許を与えないこととするときは、あらかじめ、当該申請者にその旨を通知し、その求めがあつたときは、厚生労働大臣の指定する職員にその意見を聴取させなければならない。

2 都道府県知事は、准看護師免許を申請した者について、第9条第3号に掲げる者に該当すると認め、同条の規定により准看護師免許を与えないこととするときは、あらかじめ、当該申請者にその旨を通知し、その求めがあつたときは、当該都道府県知事の指定する職員にその意見を聴取させなければならない。

〔免許の取消・業務停止および再免許〕

第14条 保健師、助産師若しくは看護師が、第9条各号のいずれかに該当するに至つたとき、又は保健師、助産師若しくは看護師としての品位を損するような行為のあつたときは、厚生労働大臣は、次に掲げる処分をすることができる。

- 一 戒告
- 二 3年以内の業務の停止
- 三 免許の取消し

2 准看護師が、第9条各号のいずれかに該当するに至つたとき、又は准看護師としての品位を損するような行為のあつたときは、都道府県知事は、次に掲げる処分をすることができる。

- 一 戒告
- 二 3年以内の業務の停止
- 三 免許の取消し

3 前2項の規定による取消処分を受けた者(第9条第1号若しくは第2号に該当し、又は保健師、助産師、看護師若しくは准看護師としての品位を損するような行為のあつた者として前2項の規定による取消処分を受けた者にあつては、その処分の日から起算して5年を経過しない者を除く。)であつても、その者がその取消しの理由となった事項に該当しなくなつたとき、その他その後の事情により再び免許を与えるのが適当であると認められるに至つたときは、再免許を与えることができる。この場合においては、第12条の規定を準用する。

第15条 【著者注：免許取消などの処分の手続規定のため内容を省略】

〔保健師等再教育研修〕

第15条の2 厚生労働大臣は、第14条第1項第1号若しくは第2号に掲げる処分を受けた保健師、助産師若しくは看護師又は同条第3項の規定により保健師、助産師若しくは看護師に係る再免許を受けようとする者に対し、保健師、助産師若しくは看護師としての倫理の保持又は保健師、助産師若しくは看護師として必要な知識及び技能に関する研修として厚生労働省令で定めるもの(以下「保健師等再教育研修」という。)を受けるよう命ずることができる。

2 都道府県知事は、第14条第2項第1号若しくは第2号に掲げる処分を受けた准看護師又は同条第3項の規定により准看護師に係る再免許を受けようとする者に対し、准看護師としての倫理の保持又は准看護師として必要な知識及び技能に関する研修として厚生労働省令で定めるもの(以下「准看護師再教育研修」という。)を受けるよう命ずることができる。

3 厚生労働大臣は、第1項の規定による保健師等再教育研修を修了した者について、その申請により、保健師等再教育研修を修了した旨を保健師籍、

助産師籍又は看護師籍に登録する。

- 4 都道府県知事は、第2項の規定による准看護師再教育研修を修了した者について、その申請により、准看護師再教育研修を修了した旨を准看護師籍に登録する。
- 5 厚生労働大臣又は都道府県知事は、前2項の登録をしたときは、再教育研修修了登録証を交付する。
- 6 第3項の登録を受けようとする者及び保健師、助産師又は看護師に係る再教育研修修了登録証の書換交付又は再交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。
- 7 前条第9項から第15項まで(第11項を除く。)及び第18項の規定は、第1項の規定による命令をしようとする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

〔政省令への委任〕

第16条 この章に規定するもののほか、免許の申請、保健師籍、助産師籍、看護師籍及び准看護師籍の登録、訂正及び抹消、免許証の交付、書換交付、再交付、返納及び提出並びに住所の届出に関して必要な事項は政令で、前条第1項の保健師等再教育研修及び同条第2項の准看護師再教育研修の実施、同条第3項の保健師籍、助産師籍及び看護師籍の登録並びに同条第4項の准看護師籍の登録並びに同条第5項の再教育研修修了登録証の交付、書換交付及び再交付に関して必要な事項は厚生労働省令で定める。

第3章 試験

〔試験の内容〕

第17条 保健師国家試験、助産師国家試験、看護師国家試験又は准看護師試験は、それぞれ保健師、助産師、看護師又は准看護師として必要な知識及び技能について、これを行う。

〔試験の実施〕

第18条 保健師国家試験、助産師国家試験及び看護師国家試験は、厚生労働大臣が、准看護師試験は、都道府県知事が厚生労働大臣の定める基準に従い、毎年少なくとも1回これを行う。

〔保健師国家試験の受験資格〕

第19条 保健師国家試験は、次の各号のいずれかに

該当する者でなければ、これを受けることができない。

- 一 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において1年以上保健師になるのに必要な学科を修めた者
- 二 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、都道府県知事の指定した保健師養成所を卒業した者
- 三 外国の第2条に規定する業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において保健師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が前2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの

〔助産師国家試験の受験資格〕

第20条 助産師国家試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、これを受けることができない。

- 一 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において1年以上助産に関する学科を修めた者
- 二 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、都道府県知事の指定した助産師養成所を卒業した者
- 三 外国の第3条に規定する業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において助産師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が前2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの

〔看護師国家試験の受験資格〕

第21条 看護師国家試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、これを受けることができない。

- 一 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。第4号において同じ。)において看護師になるのに必要な学科を修めて卒業した者
- 二 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において3年以上看護師になるのに必要な

学科を修めた者

三 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、都道府県知事の指定した看護師養成所を卒業した者

四 免許を得た後3年以上業務に従事している准看護師又は学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校を卒業している准看護師で前3号に規定する学校又は養成所において2年以上修業したもの

五 外国の第5条に規定する業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が第1号から第3号までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの

〔准看護師試験の受験資格〕

第22条 准看護師試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、これを受けることができない。

一 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者

二 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に従い、都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者

三 前条第1号から第3号まで又は第5号に該当する者

四 外国の第5条に規定する業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者のうち、前条第5号に該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が適当と認めたもの

〔医道審議会からの意見の聴取〕

第23条 厚生労働大臣は、保健師国家試験、助産師国家試験若しくは看護師国家試験の科目若しくは実施若しくは合格者の決定の方法又は第18条に規定する基準を定めようとするときは、あらかじめ、医道審議会の意見を聴かなければならない。

2 文部科学大臣又は厚生労働大臣は、第19条第1号若しくは第2号、第20条第1号若しくは第2号、第21条第1号から第3号まで又は前条第1号若しくは第2号に規定する基準を定めようとするとき

は、あらかじめ、医道審議会の意見を聴かなければならない。

〔保健師助産師看護師試験委員〕

第24条 保健師国家試験、助産師国家試験及び看護師国家試験の実施に関する事務をつかさどらせるため、厚生労働省に保健師助産師看護師試験委員を置く。

2 保健師助産師看護師試験委員に関し必要な事項は、政令で定める。

〔准看護師試験委員〕

第25条 准看護師試験の実施に関する事務(以下「試験事務」という。)をつかさどらせるために、都道府県に准看護師試験委員を置く。

2 准看護師試験委員に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

〔試験事務担当者の不正行為禁止〕

第26条 保健師助産師看護師試験委員、准看護師試験委員その他保健師国家試験、助産師国家試験、看護師国家試験又は准看護師試験の実施に関する事務をつかさどる者(指定試験機関(次条第1項に規定する指定試験機関をいう。))の役員又は職員(第27条の5第1項に規定する指定試験機関准看護師試験委員を含む。第27条の6において同じ。))を含む。))は、その事務の施行に当たっては厳正を保持し、不正の行為のないようにしなければならない。

〔准看護師試験事務の委託〕

第27条 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、一般社団法人又は一般財団法人であつて、試験事務を適正かつ確実に実施することができるものと認められるものとして当該都道府県知事が指定する者(以下「指定試験機関」という。))に、試験事務の全部又は一部を行わせることができる。

【著者注：以後の試験委託に関する条文は省略】

〔政省令への委任〕

第28条 この章に規定するもののほか、第19条から第22条までの規定による学校の指定又は養成所に関して必要な事項は政令で、保健師国家試験、助産師国家試験、看護師国家試験又は准看護師試験の試験科目、受験手続、指定試験機関その他試験に関して必要な事項は厚生労働省令で定める。

〔研修に努める義務〕

第28条の2 保健師、助産師、看護師及び准看護師

は、免許を受けた後も、臨床研修その他の研修（保健師等再教育研修及び准看護師再教育研修を除く。）を受け、その資質の向上を図るように努めなければならない。

第4章 業務

〔保健師業務の制限〕

第29条 保健師でない者は、保健師又はこれに類似する名称を用いて、第2条に規定する業をしてはならない。

〔助産師業務の制限〕

第30条 助産師でない者は、第3条に規定する業をしてはならない。ただし、医師法（昭和23年法律第201号）の規定に基づいて行う場合は、この限りでない。

〔看護師業務の制限〕

第31条 看護師でない者は、第5条に規定する業をしてはならない。ただし、医師法又は歯科医師法（昭和23年法律第202号）の規定に基づいて行う場合は、この限りでない。

2 保健師及び助産師は、前項の規定にかかわらず、第5条に規定する業を行うことができる。

〔准看護師業務の制限〕

第32条 准看護師でない者は、第6条に規定する業をしてはならない。ただし、医師法又は歯科医師法の規定に基づいて行う場合は、この限りでない。

〔業務に従事する者の届出義務〕

第33条 業務に従事する保健師、助産師、看護師又は准看護師は、厚生労働省令で定める2年ごとの年の12月31日現在における氏名、住所その他厚生労働省令で定める事項を、当該年の翌年1月15日までに、その就業地の都道府県知事に届け出なければならない。

第34条 削除【著者注：都道府県知事による就業看護職の名簿などについての規定の名残である。】

〔保健師に対する主治医の指示〕

第35条 保健師は、傷病者の療養上の指導を行うに当たって主治の医師又は歯科医師があるときは、その指示を受けなければならない。

〔保健師に対する保健所長の指示〕

第36条 保健師は、その業務に関して就業地を管轄する保健所の長の指示を受けたときは、これに従わなければならない。ただし、前条の規定の適用

を妨げない。

〔禁止行為〕

第37条 保健師、助産師、看護師又は准看護師は、主治の医師又は歯科医師の指示があつた場合を除くほか、診療機械を使用し、医薬品を授与し、医薬品について指示をしその他医師又は歯科医師が行うのでなければ衛生上危害を生ずるおそれのある行為をしてはならない。ただし、臨時応急の^{かん}手当をし、又は助産師がへその緒を切り、浣腸を施しその他助産師の業務に当然に付随する行為をする場合は、この限りでない。

〔特定行為の研修〕

第37条の2 特定行為を手順書により行う看護師は、指定研修機関において、当該特定行為の特定行為区分に係る特定行為研修を受けなければならない。

2 この条、次条及び第42条の4において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 特定行為 診療の補助であつて、看護師が手順書により行う場合には、実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能が特に必要とされるものとして厚生労働省令で定めるものをいう。

二 手順書 医師又は歯科医師が看護師に診療の補助を行わせるためにその指示として厚生労働省令で定めるところにより作成する文書又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）であつて、看護師に診療の補助を行わせる患者の病状の範囲及び診療の補助の内容その他の厚生労働省令で定める事項が定められているものをいう。

三 特定行為区分 特定行為の区分であつて、厚生労働省令で定めるものをいう。

四 特定行為研修 看護師が手順書により特定行為を行う場合に特に必要とされる実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能の向上を図るための研修であつて、特定行為区分ごとに厚生労働省令で定める基準に適合するものをいう。

五 指定研修機関 一又は二以上の特定行為区分に係る特定行為研修を行う学校、病院その他の

者であつて、厚生労働大臣が指定するものをいう。

- 3 厚生労働大臣は、前項第一号及び第四号の厚生労働省令を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、医道審議会の意見を聴かなければならない。

〔指定研修機関〕

第37条の3 前条第2項第5号の規定による指定（以下この条及び次条において単に「指定」という。）は、特定行為研修を行おうとする者の申請により行う。

- 2 厚生労働大臣は、前項の申請が、特定行為研修の業務を適正かつ確実に実施するために必要なものとして厚生労働省令で定める基準に適合していると認めるときでなければ、指定をしてはならない。
- 3 厚生労働大臣は、指定研修機関が前項の厚生労働省令で定める基準に適合しなくなつたと認めるとき、その他の厚生労働省令で定める場合に該当するときは、指定を取り消すことができる。
- 4 厚生労働大臣は、指定又は前項の規定による指定の取消しをしようとするときは、あらかじめ、医道審議会の意見を聴かなければならない。

〔省令への委任〕

第37条の4 前2条に規定するもののほか、指定に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

〔異常妊産婦等の処置禁止〕

第38条 助産師は、妊婦、産婦、じよく婦、胎児又は新生児に異常があると認めたときは、医師の診療を求めさせることを要し、自らこれらの者に対して処置をしてはならない。ただし、臨時応急の手当については、この限りでない。

〔助産・保健指導義務と証明書などの交付義務〕

第39条 業務に従事する助産師は、助産又は妊婦、じよく婦若しくは新生児の保健指導の求めがあつた場合は、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。

- 2 分べんの介助又は死胎の検案をした助産師は、出生証明書、死産証書又は死胎検案書の交付の求めがあつた場合は、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。

〔証明書等の交付に関する制限〕

第40条 助産師は、自ら分べんの介助又は死胎の検

案をしないで、出生証明書、死産証書又は死胎検案書を交付してはならない。

〔異常死産児の届出義務〕

第41条 助産師は、妊娠4月以上の死産児を検案して異常があると認めたときは、24時間以内に所轄警察署にその旨を届け出なければならない。

〔助産録の記載と保存の義務〕

第42条 助産師が分べんの介助をしたときは、助産に関する事項を遅滞なく助産録に記載しなければならない。

- 2 前項の助産録であつて病院、診療所又は助産所に勤務する助産師が行った助産に関するものは、その病院、診療所又は助産所の管理者において、その他の助産に関するものは、その助産師において5年間これを保存しなければならない。

- 3 第1項の規定による助産録の記載事項に関しては、厚生労働省令でこれを定める。

〔秘密を守る義務〕

第42条の2 保健師、看護師又は准看護師は、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。保健師、看護師又は准看護師でなくなった後においても、同様とする。

〔名称独占〕

第42条の3 保健師でない者は、保健師又はこれに紛らわしい名称を使用してはならない。

- 2 助産師でない者は、助産師又はこれに紛らわしい名称を使用してはならない。

- 3 看護師でない者は、看護師又はこれに紛らわしい名称を使用してはならない。

- 4 准看護師でない者は、准看護師又はこれに紛らわしい名称を使用してはならない。

第4章の2 雑則

〔特定行為研修機関への立入検査〕

第42条の4 厚生労働大臣は、特定行為研修の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定研修機関に対し、その業務の状況に関し報告させ、又は当該職員に、指定研修機関に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人にこれを提示しなければならない。

- 3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

〔法定受託事務〕

第42条の5 第15条第3項及び第7項前段、同条第9項及び第10項(これらの規定を第15条の2第7項において準用する場合を含む。)、第15条第4項において準用する行政手続法第15条第1項及び第3項(同法第22条第3項において準用する場合を含む。)、第16条第4項、第18条第1項及び第3項、第19条第1項、第20条第6項並びに第24条第3項並びに第15条第7項後段において準用する同法第22条第3項において準用する同法第15条第3項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務とする。

〔地方厚生局長・支局長への委任〕

第42条の6 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

- 2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

第5章 罰則

〔無免許など〕

第43条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の拘禁刑若しくは50万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第29条から第32条までの規定に違反した者
- 二 虚偽又は不正の事実に基づいて免許を受けた者

- 2 前項第1号の罪を犯した者が、助産師、看護師、准看護師又はこれに類似した名称を用いたものであるときは、2年以下の拘禁刑若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

〔試験問題の漏洩など〕

第44条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

- 一 第26条の規定に違反して故意若しくは重大な過失により事前に試験問題を漏らし、又は故意に不正の採点をした者
- 二 第27条の6第1項の規定に違反して、試験事務に関して知り得た秘密を漏らした者

〔准看護師試験事務停止命令違反〕

第44条の2 第27条の11第2項の規定による試験事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

〔行為禁止違反〕

第44条の3 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の拘禁刑若しくは50万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第14条第1項又は第2項の規定により業務の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、業務を行つたもの
- 二 第35条から第37条まで及び第38条の規定に違反した者

〔守秘義務違反〕

第44条の4 第42条の2の規定に違反して、業務上知り得た人の秘密を漏らした者は、6月以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金に処する。

- 2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

〔業務従事届出違反など〕

第45条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- 一 第15条の2第1項又は第2項の規定による命令に違反して保健師等再教育研修又は准看護師再教育研修を受けなかつた者
- 二 第33条又は第40条から第42条までの規定に違反した者

〔名称独占違反など〕

第45条の2 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- 一 第42条の3の規定に違反した者
- 二 第42条の4第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

〔指定研修期間の義務違反など〕

第45条の3 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、30万円以下の罰金に処する。

- 一 第27条の7の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。
- 二 第27条の9第1項の規定による報告をせず、

若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三 第27条の10の許可を受けないで試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止したとき。

附則(昭和23年法律第203号)【制定当初】

〔施行期日〕

第46条 この法律中、学校及び養成所の指定に関する部分並びに第47条から第50条までの規定は、医師法施行の日【昭和23年10月27日】から、看護婦に関する部分は、昭和25年9月1日から、その他の部分は、昭和26年9月1日から、これを施行する。

〔保健婦助産婦看護婦令の廃止〕

第47条 保健婦助産婦看護婦令(昭和22年政令第124号)は、これを廃止する。

〔旧規則による保健婦免許を受けた者〕

第51条 旧保健婦規則により都道府県知事の保健婦免許を受けた者は、第29条の規定にかかわらず、保健師の名称を用いて第2条に規定する業を行うことができる。

2 前項の者については、この法律中保健師に関する規定を準用する。

3 第1項の者は、第7条第1項の規定にかかわらず、厚生労働大臣の免許を受けることができる。

〔旧規則による助産婦名簿登録者〕

第52条 旧助産婦規則により助産婦名簿に登録を受けた者は、第30条の規定にかかわらず、第3条に規定する業をなすことができる。

2 前項の者については、この法律中助産師に関する規定(第31条第2項の規定を除く。)を準用する。

3 第1項の者は、第7条第2項の規定にかかわらず、厚生労働大臣の免許を受けることができる。

4 前項の規定により免許を受けた者に対しては、第31条第2項の規定を適用しない。

〔旧規則による看護婦免許を受けた者〕

第53条 旧看護婦規則により都道府県知事の看護婦免許を受けた者は、第31条及び第42条の3第3項の規定にかかわらず、看護師の名称を用いて、第5条に規定する業を行うことができる。

2 前項の者については、その従事することのでき

る業務の範囲以外の事項に関しては、この法律のうち准看護師に関する規定を準用する。

3 第1項の者は、第7条第3項の規定にかかわらず、厚生労働大臣の免許を受けることができる。

第60条 旧看護婦規則による看護人については、第53条の規定を準用する。

附則(昭和26年法律第147号)【准看護師制度創設】

1 この法律は、昭和26年9月1日から施行する。

2 この法律において「新法」とはこの法律による改正後の保健婦助産婦看護婦法をいい、「旧法」とは従前の保健婦助産婦看護婦法をいう。

3 旧法の規定により甲種看護婦国家試験に合格した者は、新法の規定による看護婦国家試験に合格した者とみなす。

4 この法律施行の際、現に厚生大臣の免許を受けて甲種看護婦籍に登録されている者は、当然新法の規定により厚生大臣の免許を受けて看護婦籍に登録された者とする。

附則(平成13年法律第153号)【看護婦から看護師への名称変更】

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日【平成14年3月1日】から施行する。

(旧法の規定による免許を受けた者)

第2条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の保健婦助産婦看護婦法(以下「旧法」という。)の規定による保健婦免許若しくは保健士の免許、助産婦免許、看護婦免許若しくは看護師の免許又は准看護婦免許若しくは准看護師の免許を受けている者は、この法律による改正後の保健師助産師看護師法(以下「新法」という。)の規定による保健師免許、助産師免許、看護師免許又は准看護師免許を受けた者とみなす。

附則【良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律(平成18年法律第84号)】 【看護師の名称独占など】

(施行期日)

第1条 この法律は、平成19年4月1日から施行する。

附則【保健師助産師看護師法及び看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成21年法律第78号)】
【大学の明文化など】

(施行期日)

第1条 この法律は、平成22年4月1日から施行する。

附則【地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)】**【特定行為研修など】**

(検討)

第2条 【抄】

4 政府は、前3項に定める事項のほか、この法律の公布後5年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律(以下この項において「改正後の各法律」という。)の施行の状況等を勘案し、改正後の各法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(保健師助産師看護師法の一部改正に伴う経過措置)

第27条 附則第1条第5号に掲げる規定の施行の際現に看護師免許を受けている者及び同号に掲げる規定の施行前に看護師免許の申請を行った者であって同号に掲げる規定の施行後に看護師免許を受けたものについては、第8条の規定による改正後の保健師助産師看護師法(次条及び附則第29条において「新保助看法」という。)第37条の2第1項の規定は、同号に掲げる規定の施行後5年間は、適用しない。

第29条 政府は、医師又は歯科医師の指示の下に、新保助看法第37条の2第2項第2号に規定する手順書によらないで行われる同項第1号に規定する特定行為が看護師により適切に行われるよう、医師、歯科医師、看護師その他の関係者に対して同項第4号に規定する特定行為研修の制度の趣旨が当該行為を妨げるものではないことの内容の周知その他の必要な措置を講ずるものとする。

保健師助産師看護師法施行令(昭和28年12月8日 政令第386号)

(保健師等再教育研修修了の登録等に関する手数料)

第1条 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号。以下「法」という。)第15条の2第6項の政令で定める手数料の額は、3,100円(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する場合にあつては、2,950円)とする。

(保健師等再教育研修の命令に関する技術的読替え)

第1条の2 法第15条の2第7項の規定による技術的読替えは、次の表【編集部注：技術的内容のため紙面の都合で割愛】のとおりとする。

(免許の申請)

第1条の3 保健師免許、助産師免許又は看護師免許を受けようとする者は、申請書に厚生労働省令で定める書類を添え、住所地の都道府県知事を経由して、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 准看護師免許を受けようとする者は、申請書に厚生労働省令で定める書類を添え、住所地の都道府県知事にこれを提出しなければならない。

(籍の登録事項)

第2条 保健師籍、助産師籍又は看護師籍には、次に掲げる事項を登録する。

- 一 登録番号及び登録年月日
- 二 本籍地都道府県名(日本の国籍を有しない者については、その国籍)、氏名及び生年月日
- 三 保健師籍又は看護師籍にあつては、性別
- 四 保健師国家試験、助産師国家試験又は看護師国家試験合格の年月
- 五 法第14条第1項の規定による処分に関する事項
- 六 法第15条の2第3項に規定する保健師等再教育研修を修了した旨
- 七 その他厚生労働大臣の定める事項

2 准看護師籍には、次に掲げる事項を登録する。

- 一 登録番号及び登録年月日
- 二 本籍地都道府県名(日本の国籍を有しない者については、その国籍)、氏名、生年月日及び性別
- 三 准看護師試験合格の年月及び試験施行地都道府県名

四 法第14条第2項の規定による処分に関する事項

五 法第15条の2第4項に規定する准看護師再教育研修を修了した旨

六 その他厚生労働大臣の定める事項

(登録事項の変更)

第3条 保健師又は看護師は、前条第1項第2号又は第3号の登録事項に変更を生じたときは、30日以内に、保健師籍又は看護師籍の訂正を厚生労働大臣に申請しなければならない。

2 助産師は、前条第1項第2号の登録事項に変更を生じたときは、30日以内に、助産師籍の訂正を厚生労働大臣に申請しなければならない。

3 准看護師は、前条第2項第2号の登録事項に変更を生じたときは、30日以内に、免許を与えた都道府県知事に准看護師籍の訂正を申請しなければならない。

4 前3項の申請をするには、申請書に申請の事由を証する書類を添えなければならない。

5 業務に従事する保健師、助産師若しくは看護師又は准看護師が第1項から第3項までの申請をする場合には、就業地の都道府県知事を経由しなければならない。

(登録の抹消)

第4条 保健師籍、助産師籍又は看護師籍の登録の抹消を申請するには、厚生労働大臣に申請書を提出しなければならない。

2 准看護師籍の登録の抹消を申請するには、免許を与えた都道府県知事に申請書を提出しなければならない。

3 業務に従事する保健師、助産師若しくは看護師又は准看護師が前2項の申請をする場合には、就業地の都道府県知事を経由しなければならない。

(死亡等の場合の登録の抹消)

第5条 保健師、助産師、看護師又は准看護師が、死亡し、又は失踪の宣告を受けたときは、戸籍法(昭和22年法律第224号)による死亡又は失踪の届出義務者は、30日以内に、保健師籍、助産師籍、看護師籍又は准看護師籍の登録の抹消を申請しなければならない。

2 業務に従事していた保健師、助産師、看護師又は准看護師について前項の申請をする場合には、就業地の都道府県知事を経由しなければならない。

(登録抹消の制限)

第5条の2 法第9条第1号若しくは第2号に該当し、又は保健師、助産師若しくは看護師としての品位を損するような行為のあつた者について、法第14条第1項の規定による取消処分をするため、当該処分に係る保健師、助産師又は看護師に対し、厚生労働大臣が行政手続法(平成5年法律第88号)第15条第1項の規定による通知をした後又は都道府県知事が法第15条第4項において準用する行政手続法第15条第1項の規定による通知をした後に当該保健師、助産師又は看護師から第4条第1項の規定による保健師籍、助産師籍又は看護師籍の登録の抹消の申請があつた場合には、厚生労働大臣は、当該処分にに関する手続が終了するまでは、当該保健師、助産師又は看護師に係る保健師籍、助産師籍又は看護師籍の登録を抹消しないことができる。

2 法第9条第1号若しくは第2号に該当し、又は准看護師としての品位を損するような行為のあつた者について、法第14条第2項の規定による取消処分をするため、当該処分に係る准看護師に対し、都道府県知事が行政手続法第15条第1項の規定による通知をした後に当該准看護師から第4条第2項の規定による准看護師籍の登録の抹消の申請があつた場合には、都道府県知事は、当該処分に關する手続が終了するまでは、当該准看護師に係る准看護師籍の登録を抹消しないことができる。

(免許証の書換交付)

第6条 保健師、助産師又は看護師は、免許証の記載事項に変更を生じたときは、厚生労働大臣に免許証の書換交付を申請することができる。

2 准看護師は、免許証の記載事項に変更を生じたときは、免許を与えた都道府県知事に免許証の書換交付を申請することができる。

3 前2項の申請をするには、申請書に免許証を添えなければならない。

4 第1項又は第2項の申請は、就業地の都道府県知事を経由してすることができる。

(免許証の再交付)

第7条 保健師、助産師又は看護師は、免許証を亡失し、又は損傷したときは、厚生労働大臣に免許証の再交付を申請することができる。

2 准看護師は、免許証を亡失し、又は損傷したと

きは、免許を与えた都道府県知事に免許証の再交付を申請することができる。

3 第1項の申請をする場合には、厚生労働大臣の定める額の手数料を納めなければならない。

4 免許証を損傷した保健師、助産師若しくは看護師又は准看護師が、第1項又は第2項の申請をする場合には、申請書にその免許証を添えなければならない。

5 保健師、助産師若しくは看護師又は准看護師は、免許証の再交付を受けた後、亡失した免許証を発見したときは、5日以内に、これを厚生労働大臣又は免許を与えた都道府県知事に返納しなければならない。

6 第1項又は第2項の申請及び前項の免許証の返納は、就業地の都道府県知事を經由してすることができる。

(免許証の返納)

第8条 保健師、助産師又は看護師は、保健師籍、助産師籍又は看護師籍の登録の抹消を申請するときは、厚生労働大臣に免許証を返納しなければならない。第5条第1項の規定により保健師籍、助産師籍又は看護師籍の登録の抹消を申請する者についても、同様とする。

2 准看護師は、准看護師籍の登録の抹消を申請するときは、免許を与えた都道府県知事に免許証を返納しなければならない。第5条第1項の規定により准看護師籍の抹消を申請する者についても、同様とする。

3 保健師、助産師又は看護師は、免許の取消処分を受けたときは、5日以内に、免許証を厚生労働大臣に返納しなければならない。

4 准看護師は、免許の取消処分を受けたときは、5日以内に、免許証を当該処分をした都道府県知事に返納しなければならない。

5 前各項の免許証の返納は、就業地の都道府県知事を經由してすることができる。

(行政処分に関する通知)

第9条 都道府県知事は、他の都道府県知事の免許を受けた准看護師について、免許の取消しを適当と認めるときは、理由を付して、その准看護師の免許を与えた都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

2 都道府県知事は、他の都道府県知事の免許を受

けた准看護師について、業務の停止処分をしたときは、その准看護師の免許を与えた都道府県知事に、その処分の年月日並びに処分の事由及び内容を通知しなければならない。

(省令への委任)

第10条 前各条に定めるもののほか、保健師、助産師、看護師又は准看護師の免許、籍の訂正又は免許証の書換交付若しくは再交付の申請の手續に關して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(学校又は看護師等養成所の指定)

第11条 行政庁は、法第19条第1号、第20条第1号、第21条第2号若しくは第22条第1号に規定する学校若しくは法第21条第1号に規定する大学(以下「学校」という。)又は法第19条第2号に規定する保健師養成所、法第20条第2号に規定する助産師養成所若しくは法第21条第3号に規定する看護師養成所(以下「看護師等養成所」という。)の指定を行う場合には、入学又は入所の資格、修業年限、教育の内容その他の事項に關し主務省令で定める基準に従い、行うものとする。

2 都道府県知事は、前項の規定により看護師等養成所の指定をしたときは、遅滞なく、当該看護師等養成所の名称及び位置、指定をした年月日その他の主務省令で定める事項を厚生労働大臣に報告するものとする。

(学校又は看護師等養成所に係る指定の申請)

第12条 前条第1項の学校又は看護師等養成所の指定を受けようとするときは、その設置者は、申請書を、行政庁に提出しなければならない。

(指定学校養成所の変更の承認又は届出)

第13条 第11条第1項の指定を受けた学校又は看護師等養成所(以下「指定学校養成所」という。)の設置者は、主務省令で定める事項を変更しようとするときは、行政庁に申請し、その承認を受けなければならない。

2 指定学校養成所の設置者は、主務省令で定める事項に変更があつたときは、その日から1月以内に、行政庁に届け出なければならない。

3 都道府県知事は、第1項の規定により、第11条第1項の指定を受けた看護師等養成所(以下この項及び第16条第2項において「指定養成所」という。)の変更の承認をしたとき、又は前項の規定により指定養成所の変更の届出を受理したときは、

主務省令で定めるところにより、当該変更の承認又は届出に係る事項を厚生労働大臣に報告するものとする。

(行政庁に対する報告)

第14条 指定学校養成所の設置者は、毎学年度開始後2月以内に、主務省令で定める事項を行政庁に報告しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により報告を受けたときは、毎学年度開始後4月以内に、当該報告に係る事項(主務省令で定めるものを除く。)を厚生労働大臣に報告するものとする。

(指定学校養成所に対する報告の徴収及び指示)

第15条 行政庁は、指定学校養成所につき必要があると認めるときは、その設置者又は長に対して報告を求めることができる。

2 行政庁は、第11条第1項に規定する主務省令で定める基準に照らして、指定学校養成所の教育の内容、教育の方法、施設、設備その他の内容が適当でないと認めるときは、その設置者又は長に対して必要な指示をすることができる。

(指定学校養成所の指定の取消し)

第16条 行政庁は、指定学校養成所が第11条第1項に規定する主務省令で定める基準に適合しなくなったと認めるとき、若しくはその設置者若しくは長が前条第2項の規定による指示に従わないとき、又は次条の規定による申請があつたときは、その指定を取り消すことができる。

2 都道府県知事は、前項の規定により指定養成所の指定を取り消したときは、遅滞なく、当該指定養成所の名称及び位置、指定を取り消した年月日その他の主務省令で定める事項を厚生労働大臣に報告するものとする。

(指定学校養成所の指定取消しの申請)

第17条 指定学校養成所について、行政庁の指定の取消しを受けようとするときは、その設置者は、申請書を行政庁に提出しなければならない。

(准看護師養成所の指定)

第18条 都道府県知事は、法第22条第2号に規定する准看護師養成所(以下「准看護師養成所」という。)の指定を行う場合には、入学又は入所の資格、修業年限、教育の内容その他の事項に関し主務省令で定める基準に従い、行うものとする。

(准看護師養成所に係る指定の申請)

第19条 前条の准看護師養成所の指定を受けようとするときは、その設置者は、申請書をその所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

(準用)

第20条 第13条第1項及び第2項、第14条第1項、第15条、第16条第1項並びに第17条(これらの規定を次条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定は、第18条の指定を受けた准看護師養成所について準用する。【以下略】

(国の設置する学校若しくは看護師等養成所又は准看護師養成所の特例)

第21条 国の設置する学校若しくは看護師等養成所又は准看護師養成所に係る第11条から第19条までの規定の適用については、次の表【編集部注：紙面の都合で割愛】の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

(主務省令への委任)

第22条 第11条から前条までに定めるもののほか、申請書の記載事項その他学校若しくは看護師等養成所又は准看護師養成所の指定に関し必要な事項は、主務省令で定める。

(行政庁等)

第23条 この政令における行政庁は、学校の指定に関する事項については文部科学大臣とし、看護師等養成所の指定に関する事項については都道府県知事とする。

2 この政令における主務省令は、文部科学省令・厚生労働省令とする。

(保健師助産師看護師試験委員)

第24条 保健師助産師看護師試験委員(以下「委員」という。)は、保健師国家試験、助産師国家試験又は看護師国家試験を行うについて必要な学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

2 委員の数は、92人以内とする。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、非常勤とする。

(事務の区分)

第25条 第1条の3第1項、第3条第5項、第4条第3項、第5条第2項、第6条第4項、第7条第6項及び第8条第5項の規定により都道府県が処理することとされている事務(第3条第5項、第

4条第3項、第5条第2項、第6条第4項、第7条第6項及び第8条第5項の規定により処理することとされている事務にあつては、准看護師に係るものを除く。）は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第9項第1号に規定する第1号法定

受託事務とする。

附則

(施行期日)

- 1 この政令は、公布の日から施行する。

保健師助産師看護師法施行規則(昭和26年8月11日 厚生省令第34号)【抄】

第1章 免許

(法第9条第3号の厚生労働省令で定める者)

第1条 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号。以下「法」という。)第9条第3号の厚生労働省令で定める者は、視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能又は精神の機能の障害により保健師、助産師、看護師又は准看護師の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(障害を補う手段等の考慮)

第1条の2 厚生労働大臣は、保健師免許、助産師免許又は看護師免許の申請を行つた者が前条に規定する者に該当すると認める場合において、当該者に免許を与えるかどうかを決定するときは、当該者が現に利用している障害を補う手段又は当該者が現に受けている治療等により障害が補われ、又は障害の程度が軽減している状況を考慮しなければならない。

- 2 前項の規定は、准看護師免許について準用する。この場合において、「厚生労働大臣」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

(保健師免許、助産師免許及び看護師免許の申請手続)

第1条の3 保健師助産師看護師法施行令(昭和28年政令第386号。以下「令」という。)第1条の3第1項の保健師免許の申請書にあつては第1号様式によるものとし、助産師免許の申請書にあつては第1号の2様式によるものとし、看護師免許の申請書にあつては第1号の3様式によるものとする【著者注：代表的な「第1号様式」と「第2号様式」を掲載】。

- 2 令第1条の3第1項の規定により、前項の申請書に添えなければならない書類は、次のとおりとする。

- 一 保健師免許の申請にあつては、保健師国家試験及び看護師国家試験の合格証書の写
- 二 助産師免許の申請にあつては、助産師国家試験及び看護師国家試験の合格証書の写
- 三 看護師免許の申請にあつては、看護師国家試験の合格証書の写
- 四 戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は住民票の写し【略】

- 五 視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能若しくは精神の機能の障害又は麻薬、大麻若しくはあへんの中毒者であるかないかに関する医師の診断書

- 3 第1項の保健師免許又は助産師免許の申請書に合格した保健師国家試験又は助産師国家試験の施行年月、受験地及び受験番号並びに看護師籍の登録番号又は合格した看護師国家試験の施行年月、受験地及び受験番号を記載した場合には、前項第1号又は第2号の書類の添付を省略することができる。

- 4 第1項の看護師免許の申請書に合格した看護師国家試験の施行年月、受験地及び受験番号を記載した場合には、第2項第3号の書類の添付を省略することができる。

(准看護師免許の申請手続)

第2条 令第1条の3第2項の准看護師免許の申請書は、第1号の3様式に準ずるものとする。

- 2 令第1条の3第2項の規定により、前項の申請書に添えなければならない書類は、次のとおりとする。

- 一 准看護師試験の合格証書の写
- 二 前条第2項第4号及び第5号に掲げる書類

- 3 第1項の申請書に合格した准看護師試験の施行年月、受験地及び受験番号を記載した場合には、前項第1号の書類の添付を省略することができる。

(保健師籍、助産師籍及び看護師籍の登録事項)

第3条 令第2条第1項第7号の規定により、同条同項第1号から第6号までに掲げる事項以外で保健師籍、助産師籍又は看護師籍に登録する事項は、次のとおりとする。

- 一 再免許の場合には、その旨
- 二 免許証を書換交付又は再交付した場合には、その旨並びにその事由及び年月日
- 三 登録の抹消をした場合には、その旨並びにその事由及び年月日

(准看護師籍の登録事項)

第4条 令第2条第2項第6号の規定により、同条同項第1号から第5号までに掲げる事項以外で准看護師籍に登録する事項は、次のとおりとする。

- 一 再免許の場合には、その旨
- 二 免許証を書換交付又は再交付した場合には、その旨並びにその事由及び年月日
- 三 登録の抹消をした場合には、その旨並びにその事由及び年月日

(籍の訂正の申請書に添付する書類)

第5条 令第3条第4項の籍の訂正の申請書には、戸籍謄本又は戸籍抄本〔略〕を添えなければならない。

(籍の抹消の申請手続)

第5条の2 法第14条第1項の規定による取消処分をするため、当該処分に係る保健師、助産師又は看護師に対し、厚生労働大臣が行政手続法(平成5年法律第88号)第15条第1項の規定による通知をした後又は都道府県知事が法第15条第4項において準用する行政手続法第15条第1項の規定による通知をした後に当該保健師、助産師又は看護師から法第9条第3号又は第4号に該当することを理由として令第4条第1項の規定により保健師籍、助産師籍又は看護師籍の登録の抹消を申請する場合には、法第9条第3号又は第4号に該当することに関する医師の診断書を申請書に添付しなければならない。

2 法第14条第2項の規定による取消処分をするため、当該処分に係る准看護師に対し、都道府県知事が行政手続法第15条第1項の規定による通知をした後に当該准看護師から法第9条第3号又は第4号に該当することを理由として令第4条第2項の規定により准看護師籍の登録の抹消を申請する場合には、法第9条第3号又は第4号に該当する

ことに関する医師の診断書を申請書に添付しなければならない。

(免許証の書換交付の申請書に添付する書類)

第5条の3 令第6条第3項の免許証の書換交付の申請書には、戸籍謄本又は戸籍抄本〔略〕を添えなければならない。

(免許証の再交付の申請書に添付する書類)

第5条の4 令第7条第4項の免許証の再交付の申請書には、戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は住民票の写しを添えなければならない。

(手数料の額)

第6条 令第7条第3項の手数料の額は、3,100円とする。

(登録免許税及び手数料の納付)

第7条 令第1条の3第1項又は第3条第1項の規定による申請をする者は、登録免許税の領収証書又は登録免許税の額に相当する収入印紙を申請書にはらなければならない。

2 令第7条第1項の規定による申請をする者は、手数料の額に相当する収入印紙を申請書にはらなければならない。

第1章の2 再教育研修

(保健師等再教育研修)

第8条 法第15条の2第1項の厚生労働省令で定める研修は、次のとおりとする。

- 一 倫理研修(保健師、助産師又は看護師としての倫理の保持に関する研修をいう。以下同じ。)
- 二 技術研修(保健師、助産師又は看護師として具有すべき知識及び技能に関する研修をいう。以下同じ。)

(准看護師再教育研修)

第9条 法第15条の2第2項の厚生労働省令で定める研修は、次のとおりとする。

- 一 准看護師倫理研修(准看護師としての倫理の保持に関する研修をいう。)
- 二 准看護師技術研修(准看護師として具有すべき知識及び技能に関する研修をいう。)

(手数料)

第10条 倫理研修又は技術研修で厚生労働大臣が行うもの(以下「集合研修及び課題研修」という。)を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分により、それぞれ当該各号に定める額の手数料を納

めなければならない。

- 一 戒告処分を受けた者 7,850円
- 二 前号に該当しない者 1万5,700円

(個別研修計画書)

第11条 倫理研修又は技術研修(集合研修及び課題研修を除く。以下「個別研修」という。)に係る法第15条の2第1項の命令(以下「再教育研修命令」という。)を受けた者は、当該個別研修を開始しようとする日の30日前までに、次に掲げる事項を記載した個別研修計画書を作成し、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 氏名、生年月日並びに保健師籍、助産師籍又は看護師籍の登録番号及び登録年月日(法第14条第3項の規定により再免許を受けようとする者にあつては、氏名及び生年月日)

二 個別研修の内容

三 個別研修の実施期間

四 助言指導者(個別研修に係る再教育研修命令を受けた者に対して助言、指導等を行う者であつて、厚生労働大臣が指名したものをいう。以下同じ。)の氏名

五 その他必要な事項

- 2 前項の規定により個別研修計画書を作成しようとする場合には、あらかじめ助言指導者の協力を得なければならない。
- 3 第1項の規定により作成した個別研修計画書を厚生労働大臣に提出する場合には、あらかじめ当該個別研修計画書が適切である旨の助言指導者の署名を受けなければならない。
- 4 厚生労働大臣は、再教育研修を適正に実施するため必要があると認めるときは、個別研修計画書に記載した事項を変更すべきことを命ずることができる。

(個別研修修了報告書)

第12条 個別研修に係る再教育研修命令を受けた者は、個別研修を修了したときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した個別研修修了報告書を作成し、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 氏名、生年月日並びに保健師籍、助産師籍又は看護師籍の登録番号及び登録年月日(法第14条第3項の規定により再免許を受けようとする者にあつては、氏名及び生年月日)

二 個別研修の内容

三 個別研修を開始し、及び修了した年月日

四 助言指導者の氏名

五 その他必要な事項

2 前項の個別研修修了報告書には、個別研修計画書の写しを添付しなければならない。

3 第1項の規定により作成した個別研修修了報告書を厚生労働大臣に提出する場合には、あらかじめ個別研修に係る再教育研修命令を受けた者が当該個別研修を修了したものと認める旨の助言指導者の署名を受けなければならない。

4 厚生労働大臣は、第1項の規定による個別研修修了報告書の提出を受けた場合において、個別研修に係る再教育研修命令を受けた者が個別研修を修了したと認めるときは、当該者に対して、個別研修修了証を交付するものとする。

(再教育研修を修了した旨の登録の申請)

第13条 法第15条の2第3項の規定による登録を受けようとする者は、保健師籍への登録の申請にあつては第1号の4書式による申請書に、助産師籍への登録の申請にあつては第1号の5書式による申請書に、看護師籍への登録の申請にあつては第1号の6書式による申請書に、それぞれ保健師免許証、助産師免許証又は看護師免許証の写しを添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、手数料の額に相当する収入印紙をはらなければならない。

3 個別研修に係る再教育研修命令を受けた者に係る第1項の規定の適用については、同項中「保健師免許証、助産師免許証又は看護師免許証」とあるのは、「個別研修修了証及び保健師免許証、助産師免許証又は看護師免許証」とする。

(再教育研修修了登録証の書換交付申請)

第14条 再教育研修を修了した旨の登録を受けた保健師、助産師又は看護師(以下「再教育研修修了登録保健師等」という。)は、再教育研修修了登録証の記載事項に変更を生じたときは、再教育研修修了登録証の書換交付を申請することができる。

2 前項の申請をするには、保健師に係る再教育研修修了登録証の書換交付の申請にあつては第1号の7書式による申請書に、助産師に係る再教育研修修了登録証の書換交付の申請にあつては第1号

の8書式による申請書に、看護師に係る再教育研修修了登録証の書換交付の申請にあつては第1号の9書式による申請書に、それぞれ再教育研修修了登録証及び保健師免許証、助産師免許証又は看護師免許証の写しを添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

3 前項の申請書には、手数料の額に相当する収入印紙をはらなければならない。

(再教育研修修了登録証の再交付申請)

第15条 再教育研修修了登録保健師等は、再教育研修修了登録証を破り、汚し、又は失つたときは、再教育研修修了登録証の再交付を申請することができる。

2 前項の申請をするには、保健師に係る再教育研修修了登録証の再交付の申請にあつては第1号の10書式による申請書に、助産師に係る再教育研修修了登録証の再交付の申請にあつては第1号の11書式による申請書に、看護師に係る再教育研修修了登録証の再交付の申請にあつては第1号の12書式による申請書に、それぞれ保健師免許証、助産師免許証又は看護師免許証の写しを添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

3 前項の申請書には、手数料の額に相当する収入印紙をはらなければならない。

4 再教育研修修了登録証を破り、又は汚した再教育研修修了登録保健師等が第1項の申請をする場合には、申請書にその再教育研修修了登録証及び保健師免許証、助産師免許証又は看護師免許証の写しを添えなければならない。

5 再教育研修修了登録保健師等は、再教育研修修了登録証の再交付を受けた後、失つた再教育研修修了登録証を発見したときは、5日以内に、これを厚生労働大臣に返納しなければならない。

第2章 試験

(保健師国家試験、助産師国家試験又は看護師国家試験施行の告示)

第18条 保健師国家試験、助産師国家試験又は看護師国家試験を施行する場所及び期日並びに受験願書の提出期限は、あらかじめ官報で告示する。

(准看護師試験の公示)

第19条 准看護師試験を施行する場所及び期日並びに受験願書の提出期限は、あらかじめ、都道府県

知事が公示する。

(保健師国家試験の試験科目)

第20条 保健師国家試験は、次の科目について行う。

公衆衛生看護学
疫学
保健統計学
保健医療福祉行政論

(助産師国家試験の試験科目)

第21条 助産師国家試験は、次の科目について行う。

基礎助産学
助産診断・技術学
地域母子保健
助産管理

(看護師国家試験の試験科目)

第22条 看護師国家試験は、次の科目について行う。

人体の構造と機能
疾病の成り立ちと回復の促進
健康支援と社会保障制度
基礎看護学
地域・在宅看護論
成人看護学
老年看護学
小児看護学
母性看護学
精神看護学
看護の統合と実践

(准看護師試験の試験科目)

第23条 准看護師試験は、次の科目について行う。

人体の仕組みと働き
栄養
薬理
疾病の成り立ち
保健医療福祉の仕組み
看護と法律
基礎看護
成人看護
老年看護
母子看護
精神看護

(保健師国家試験の受験手続)

第24条 保健師国家試験を受けようとする者は、受験願書(第2号様式)に次に掲げる書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 法第19条第1号又は第2号に該当する者であるときは、修業証明書又は卒業証明書
- 二 法第19条第3号に該当する者であるときは、外国の保健師学校を卒業し、又は外国において保健師免許を得たことを証する書面
- 三 写真(出願前6箇月以内に脱帽して正面から撮影した縦6センチメートル横4センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。)

(助産師国家試験の受験手続)

第25条 助産師国家試験を受けようとする者は、受験願書(第2号様式)に次に掲げる書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 前条第3号に掲げる書類
- 二 法第20条第1号又は第2号に該当する者であるときは、修業証明書又は卒業証明書
- 三 法第20条第3号に該当する者であるときは、外国の助産師学校を卒業し、又は外国において助産師免許を得たことを証する書面

(看護師国家試験の受験手続)

第26条 看護師国家試験を受けようとする者は、受験願書(第2号様式)に次に掲げる書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 第24条第3号に掲げる書類
- 二 法第21条第1号から第3号までに該当する者であるときは、修業証明書又は卒業証明書
- 三 法第21条第4号に該当する者であるときは、法第21条第1号から第3号までに規定する大学、学校又は養成所で2年以上修業したことを証する書面
- 四 法第21条第5号に該当する者であるときは、外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得たことを証する書面

(准看護師試験の受験手続)

第27条 准看護師試験を受けようとする者は、受験願書(第2号様式に準ずる。)に次に掲げる書類を添えて、受験地の都道府県知事(法第27条第1項の規定により同項の指定試験機関が受験申請書の受理に関する事務を行う場合にあっては、当該指定試験機関)に提出しなければならない。

- 一 第24条第3号に掲げる書類
- 二 法第22条第1号又は第2号に該当する者であるときは、修業証明書又は卒業証明書

三 法第22条第3号に該当する者であるときは、前条第2号又は第4号に掲げる書類

四 法第22条第4号に該当する者であるときは、外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得たことを証する書面

(保健師国家試験、助産師国家試験又は看護師国家試験の受験手数料)

第28条 保健師国家試験、助産師国家試験又は看護師国家試験の受験を出願する者は、手数料として5,400円を納めなければならない。

(不正行為の禁止)

第28条の2 厚生労働大臣は、保健師国家試験、助産師国家試験又は看護師国家試験に関して不正の行為があつた場合には、当該不正行為に関係のある者について、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができる。この場合においては、なお、その者について、期間を定めて試験を受けることを許さないことができる。

2 前項の規定は、准看護師試験に関して不正の行為があつた場合について準用する。この場合において、「厚生労働大臣」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

(合格証書の交付)

第29条 保健師国家試験、助産師国家試験、看護師国家試験又は准看護師試験に合格した者には、合格証書を交付する。

(合格証明書の交付及び手数料)

第30条 保健師国家試験、助産師国家試験、看護師国家試験又は准看護師試験に合格した者は、合格証明書の交付を申請することができる。

2 前項の規定によつて保健師国家試験、助産師国家試験又は看護師国家試験の合格証明書の交付を申請する者は、手数料として2,950円を納めなければならない。

(手数料の納入方法)

第31条 第28条又は前条第2項の規定による出願又は申請をする者は、手数料の額に相当する収入印紙を願書又は申請書にはらなければならない。

(准看護師試験の受験資格に関する基準)

第32条 法第22条第4号の規定により、准看護師試験の受験資格を認める基準は、同条第1号又は第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者であることとする。

第3章 業務

(届出)

第33条 法第33条の厚生労働省令で定める2年ごとの年は、昭和57年を初年とする同年以後の2年ごとの各年とする。

2 法第33条の規定による届出は、第3号様式による届書を提出することによつて行うものとする。

3 前項の届出は、保健師業務、助産師業務、看護師業務又は准看護師業務のうち、2以上の業務に従事する者にあつては、主として従事する業務について行うものとする。

(助産録の記載事項)

第34条 助産録には、次の事項を記載しなければならない。

一 妊産婦の住所、氏名、年令及び職業

二 分べん回数及び生死産別

三 妊産婦の既往疾患の有無及びその経過

四 今回妊娠の経過、所見及び保健指導の要領

五 妊娠中医師による健康診断受診の有無(結核、性病に関する検査を含む。)

六 分べんの場所及び年月日時分

七 分べんの経過及び処置

八 分べん異常の有無、経過及び処置

九 児の数及び性別、生死別

十 児及び胎児附属物の所見

十一 産じよくの経過及びじよく婦、新生児の保健指導の要領

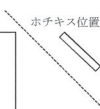
十二 産後の医師による健康診断の有無

附則

1 この省令は、昭和26年9月1日から施行する。

第1号様式(第1条の3、附則第6項関係)【保健師免許申請書】

厚生労働省 記入欄	登 録 番 号		収 入 印 紙 欄 (収入印紙は消印しないで下さい) 【9000円*】											
	登録年月日													

ホチキス位置


保 健 師 免 許 申 請 書															受 験 地 コ ー ド	
平成 令和	年	月	施行	第	回	保健師国家試験合格	受験地	受験番号	第	号						

該 当 者 の み
記 入 す る こ と
旧 規 則
免状下付
年月日
昭和
平成
年
月
日
免状下付
都道府県
都道府県
免状下付
番号
第
号

米国民政府布令
免状交付
年月日
昭和
平成
年
月
日
米国民政府布令36・162号
免状交付
番号
第
号

1～6の有無について必ず該当するどちらかを○で囲むこと。

- 罰金以上の刑に処せられたことの有無。(有の場合、その罪、刑及び刑の確定年月日)
有・無 _____
- 保健師の業務に関し犯罪又は不正の行為を行ったことの有無。(有の場合、違反の事実及び年月日)
有・無 _____
- 出願後の本籍又は氏名の変更の有無。(有の場合、出願時の本籍又は氏名)
有・無 _____
- 看護師国家試験合格の有無。(有の場合、看護師籍の登録番号又は看護師国家試験合格の年月等)
有・無 第 _____ 号 / 昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 施行第 _____ 回看護師国家試験合格 受験地 _____ 受験番号 _____
- 旧姓併記の希望の有無。
有・無 _____
- 過去に保健師免許を有していたことの有無。(有の場合、登録番号)
有・無 _____

上記により、保健師免許を申請します。

_____年_____月_____日

本 (国籍)	都 道 府 県
住 所	〒 都 道 府 県
電 話	()

ふ り が な	(氏)	(名)
氏 名		
	(旧姓)	
通 称 名		

生 年 月 日	昭 平 令 西	和 成 和 暦	年	月	日
---------	------------------	------------------	---	---	---

厚生労働大臣 殿

厚生労働省の受付印	都道府県の受付印	保健所の受付印
	都道府県 コード	

* 著者注：登録免許税法(昭和42年法律第35号)第9条に定める別表1第32号(9)イ(3)により、保健師、助産師または看護師の登録は一件につき9,000円とされている。

第1号の2様式(第1条の3、附則第6項関係)【助産師免許申請書】

厚生労働省記入欄	登録番号	収入印紙欄 (収入印紙は消印しないで下さい) 【9000円*】	
	登録年月日		

ホチキス位置

助産師免許申請書										受験地コード		
平成令和	年	月	施行第		回助産師国家試験合格	受験地		受験番号				

該当者のみ記入すること	旧規則	免状下付年月日	昭和 平成	年	月	日	免状下付都道府県	都道府県	免状下付番号	第	号
	米国民政府布令	免許交付年月日	昭和 平成	年	月	日	米国民政府布令36・162号	免許交付番号	第	号	

1～6の有無について必ず該当するどちらかを○で囲むこと。

1. 罰金以上の刑に処せられたことの有無。(有の場合、その罪、刑及び刑の確定年月日)
有・無

2. 助産師の業務に関し犯罪又は不正の行為を行ったことの有無。(有の場合、違反の事実及び年月日)
有・無

3. 出願後の本籍又は氏名の変更の有無。(有の場合、出願時の本籍又は氏名)
有・無

4. 看護師国家試験合格の有無。(有の場合、看護師籍の登録番号又は看護師国家試験合格の年月等)
有・無 第 号 / 昭和
平成 年 月 施行第 回看護師国家試験合格 受験地 受験番号

5. 旧姓併記の希望の有無。
有・無

6. 過去に助産師免許を有していたことの有無。(有の場合、登録番号)
有・無

上記により、助産師免許を申請します。

年 月 日

本籍 (国籍)	都道府県
------------	------

住所	〒 都道府県
電話	()

ふりがな	(氏)	(名)
氏名		
	(旧姓)	
通称名		

生年月日	昭和 平成 西暦	和成 和暦				年		月		日
------	----------------	----------	--	--	--	---	--	---	--	---

厚生労働大臣 殿

厚生労働省の受付印	都道府県の受付印	保健所の受付印
	都道府県 コード	

* 著者注：登録免許税法(昭和42年法律第35号)第9条に定める別表1第32号(9)イ(3)により、保健師、助産師または看護師の登録は一件につき9,000円とされている。

第1号の3様式(第1条の3、附則第6項関係)【看護師免許申請書】*1

厚生労働省記入欄	登録番号		収入印紙欄 (収入印紙は消印しないで下さい) 【9000円*2】
	登録年月日		

ホチキス位置

看護師免許申請書										受験地コード			
平成 令和													
						回看護師国家試験合格	受験地		受験番号				

該当者のみ 記入すること	旧規則	免状下付 年月日	昭和 平成	年 月 日	免状下付 都道府県	都道府県	免状下付 番 号	第 号
	米国民政府布令	免状交付 年月日	昭和 平成	年 月 日	米国民政府布令36・162号		免許交付 番 号	第 号

1～5の有無について必ず該当するどちらかを○で囲むこと。

1. 罰金以上の刑に処せられたことの有無。(有の場合、その罪、刑及び刑の確定年月日)
 有・無 _____
2. 看護師の業務に関し犯罪又は不正の行為を行ったことの有無。(有の場合、違反の事実及び年月日)
 有・無 _____
3. 出願後の本籍又は氏名の変更の有無。(有の場合、出願時の本籍又は氏名)
 有・無 _____
4. 旧姓併記の希望の有無。
 有・無 _____
5. 過去に看護師免許を有していたことの有無。(有の場合、登録番号)
 有・無 _____

上記により、看護師免許を申請します。

_____年_____月_____日

本 (国籍)	都 道 府 県
-----------	------------

住 所	〒 都 道 府 県
電 話	()

ふりがな	(氏)	(名)	性別 男 女
氏 名			
	(旧姓)		
通 称 名			

生 年 月 日	昭和 平成 西	和 成 和 暦								年			月			日
---------	---------------	------------------	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	---	--	--	---

厚生労働大臣 殿

厚生労働省の受付印	都道府県の受付印	保健所の受付印
	都道府県 コード	

* 著者注1：このあとに第1号の4から第1号の12まで様式があるが、再教育研修に関する様式のため省略する。
 * 著者注2：登録免許税法(昭和42年法律第35号)第9条に定める別表1第32号(9)イ(3)により、保健師、助産師または看護師の登録は一件につき9,000円とされている。

第2号様式(第24条, 第25条, 第26条, 附則第7項, 附則第8項関係)【国家試験願書】

保健師(助産師, 看護師)国家試験願書		収 入 印 紙
受験地		【各資格ごとに 5400 円*】
本 籍(国籍)		
住 所	電話 ()	
ふりがな 氏 名		年 月 日生
学 歴 (中学校若しくは義務教育学校卒業又は中等教育学校前期課程修了から記入してください。)		
職 歴		
上記により, 保健師(助産師, 看護師)国家試験を受験したいので申請します。 令和 年 月 日 氏 名 厚生労働大臣 殿		

- (注意) 1 用紙の大きさは, A4 とすること。
- 2 字は, インク, ボールペン等(黒又は青に限る。)を用い, かい書ではつきりと書くこと。
- 3 収入印紙には, 消印をしないこと。[各資格ごとに 5400 円]

* 著者注: 保健師助産師看護師法施行規則第28条により, 手数料は 5,400 円とされている。

保健師助産師看護師学校養成所指定規則

(昭和26年 8月10日 文部省・厚生省令第1号)

(この省令の趣旨)

第1条 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号。以下「法」という。)第19条第1号、法第20条第1号、法第21条第2号若しくは法第22条第1号の規定に基づき文部科学大臣が指定する学校、法第21条第1号の規定に基づき文部科学大臣が指定する大学又は法第19条第2号、法第20条第2号若しくは法第21条第3号の規定に基づき都道府県知事が指定する保健師養成所、助産師養成所若しくは看護師養成所(以下「看護師等養成所」という。)若しくは法第22条第2号の規定に基づき都道府県知事が指定する准看護師養成所(以下「准看護師養成所」という。)の指定に関しては保健師助産師看護師法施行令(昭和28年政令第386号。以下「令」という。)に定めるもののほか、この省令の定めるところによる。

2 前項の学校とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条の規定による学校及びこれに付設される同法第124条の規定による専修学校又は同法第134条第1項の規定による各種学校をいう。

(保健師学校養成所の指定基準)

第2条 法第19条第1号の学校及び同条第2号の保健師養成所(以下「保健師学校養成所」という。)に係る令第11条第1項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 法第21条各号のいずれかに該当する者であることを入学又は入所の資格とするものであること。
- 二 修業年限は、1年以上であること。
- 三 教育の内容は、別表1に定めるもの以上であること。
- 四 別表1に掲げる各教育内容を教授するのに適当な教員を有し、かつ、そのうち3人以上は保健師の資格を有する専任教員とし、その専任教員のうち1人は教務に関する主任者であること。
- 五 一の授業科目について同時に授業を行う学生又は生徒の数は、40人以下であること。ただし、授業の方法及び施設、設備、その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分に挙げられる場合は、この限りでない。

六 同時に行う授業の数に応じ、必要な数の専用の普通教室を有すること。

七 図書室及び専用の実習室を有すること。

八 教育上必要な機械器具、標本、模型及び図書を有すること。

九 別表1に掲げる実習を行うのに適当な施設を実習施設として利用することができること及び当該実習について適当な実習指導者の指導が行われること。

十 専任の事務職員を有すること。

十一 管理及び維持経営の方法が確実であること。

十二 特定の医療機関に勤務する又は勤務していることを入学又は入所の条件とするなど学生若しくは生徒又はこれになろうとする者が特定の医療機関に勤務しない又は勤務していないことを理由に不利益な取扱いをしないこと。

(助産師学校養成所の指定基準)

第3条 法第20条第1号の学校及び同条第2号の助産師養成所(以下「助産師学校養成所」という。)に係る令第11条第1項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 法第21条各号のいずれかに該当する者であることを入学又は入所の資格とするものであること。

二 修業年限は、1年以上であること。

三 教育の内容は、別表2に定めるもの以上であること。

四 別表2に掲げる各教育内容を教授するのに適当な教員を有し、かつ、そのうち3人以上は助産師の資格を有する専任教員とし、その専任教員のうち1人は教務に関する主任者であること。

五 一の授業科目について同時に授業を行う学生又は生徒の数は、40人以下であること。ただし、授業の方法及び施設、設備、その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分に挙げられる場合は、この限りでない。

六 同時に行う授業の数に応じ、必要な数の専用の普通教室を有すること。

七 図書室及び専用の実習室を有すること。

八 教育上必要な機械器具、標本、模型及び図書

を有すること。

九 別表2に掲げる実習を行うのに適当な施設を実習施設として利用することができること及び当該実習について適当な実習指導者の指導が行われること。

十 専任の事務職員を有すること。

十一 管理及び維持経営の方法が確実であること。

十二 特定の医療機関に勤務する又は勤務していることを入学又は入所の条件とするなど学生若しくは生徒又はこれになろうとする者が特定の医療機関に勤務しない又は勤務していないことを理由に不利益な取扱いをしないこと。

(看護師学校養成所の指定基準)

第4条 法第21条第1号の大学、同条第2号の学校及び同条第3号の看護師養成所(以下「看護師学校養成所」という。)のうち、学校教育法第90条第1項に該当する者(同法に基づく大学が同法第90条第2項の規定により当該大学に入学させた者を含む。)を教育する課程を設けようとするものに係る令第11条第1項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 学校教育法第90条第1項に該当する者(同法に基づく大学が同法第90条第2項の規定により当該大学に入学させた者を含む。)であることを入学又は入所の資格とするものであること。

二 修業年限は、3年以上であること。

三 教育の内容は、別表3に定めるもの以上であること。

四 別表3に掲げる各教育内容を教授するのに適当な教員を有し、かつ、そのうち8人以上は看護師の資格を有する専任教員とし、その専任教員のうち1人は教務に関する主任者であること。

五 一の授業科目について同時に授業を行う学生又は生徒の数は、40人以下であること。ただし、授業の方法及び施設、設備、その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分に挙げられる場合は、この限りでない。

六 同時に行う授業の数に応じ、必要な数の専用の普通教室を有すること。

七 図書室並びに専用の実習室及び在宅看護実習室を有すること。ただし、実習室と在宅看護実習室とは兼用とすることができる。

八 教育上必要な機械器具、標本、模型及び図書

を有すること。

九 別表3に掲げる実習を行うのに適当な施設を実習施設として利用することができること及び当該実習について適当な実習指導者の指導が行われること。

十 専任の事務職員を有すること。

十一 管理及び維持経営の方法が確実であること。

十二 特定の医療機関に勤務する又は勤務していることを入学又は入所の条件とするなど学生若しくは生徒又はこれになろうとする者が特定の医療機関に勤務しない又は勤務していないことを理由に不利益な取扱いをしないこと。

2 看護師学校養成所のうち、免許を得た後3年以上業務に従事している准看護師又は高等学校若しくは中等教育学校を卒業している准看護師を教育する課程を設けようとするものに係る令第11条第1項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。ただし、前項に規定する課程を併せて設けようとするものについては、第10号の規定は適用しない。

一 免許を得た後3年以上業務に従事している准看護師又は高等学校若しくは中等教育学校を卒業している准看護師であることを入学又は入所の資格とするものであること。ただし、通信制の課程においては、免許を得た後7年以上業務に従事している准看護師であることを入学または入所の資格とするものであること。

二 修業年限は、2年以上であること。

三 教育の内容は、別表3の2に定めるもの以上であること。

四 別表3の2に掲げる各教育内容を教授するのに適当な教員を有し、かつ、そのうち7人以上(通信制の課程においては10人以上(当該課程の入学定員又は入所定員が300人以下である場合にあっては、8人以上))は看護師の資格を有する専任教員とし、その専任教員のうち1人は教務に関する主任者であること。

五 一の授業科目について同時に授業を行う学生又は生徒の数は、40人以下であること。ただし、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分に挙げられる場合は、この限りでない。

六 同時に行う授業の数に応じ、必要な数の専用

の普通教室を有すること。

七 図書室並びに専用の実習室及び在宅看護実習室を有すること。ただし、実習室と在宅看護実習室とは兼用とすることができる。

八 教育上必要な機械器具、標本、模型及び図書を有すること。

九 別表3の2に掲げる実習を行うのに適当な施設を実習施設として利用することができること及び当該実習について適当な実習指導者の指導が行われること。

十 専任の事務職員を有すること。

十一 管理及び維持経営の方法が確実であること。

十二 特定の医療機関に勤務する又は勤務していることを入学又は入所の条件とするなど学生若しくは生徒又はこれになろうとする者が特定の医療機関に勤務しない又は勤務していないことを理由に不利益な取扱いをしないこと。

3 看護師学校養成所のうち、高等学校及び当該高等学校の専攻科(以下この項において「専攻科」という。)において看護師を養成する課程を設けようとするものに係る令第11条第1項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 高等学校及び専攻科が、看護師を養成するために一貫した教育を施すものであること。

二 専攻科の修業年限は、2年以上であること。

三 教育の内容は、別表3の3に定めるもの以上であること。

四 別表3の3に掲げる各教育内容を教授するのに適当な教員を有し、かつ、そのうち8人以上は看護師の資格を有する専任教員とし、その専任教員のうち1人は教務に関する主任者であること。

五 一の授業科目について同時に授業を行う生徒の数は、40人以下であること。ただし、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分に挙げられる場合は、この限りでない。

六 同時に行う授業の数に応じ、必要な数の専用の普通教室を有すること。

七 図書室並びに専用の実習室及び在宅看護実習室を有すること。ただし、実習室と在宅看護実習室とは兼用とすることができる。

八 教育上必要な機械器具、標本、模型及び図書

を有すること。

九 別表3の3に掲げる実習を行うのに適当な施設を実習施設として利用することができること及び当該実習について適当な実習指導者の指導が行われること。

十 専任の事務職員を有すること。

十一 管理及び維持経営の方法が確実であること。

十二 特定の医療機関に勤務する又は勤務していることを入学の条件とするなど生徒又はこれになろうとする者が特定の医療機関に勤務しない又は勤務していないことを理由に不利益な取扱いをしないこと。

(准看護師学校養成所の指定基準)

第5条 法第22条第1号の学校(以下「准看護師学校」という。)に係る令第11条第1項の主務省令で定める基準及び准看護師養成所に係る令第18号の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 学校教育法第57条に該当する者であることを入学若しくは入所の資格とするもの又は中等教育学校の後期課程であること。

二 修業年限は、2年以上であること。

三 教育の内容は、別表4に定めるもの以上であること。

四 別表4に掲げる各科目を教授するのに適当な教員を有し、かつ、そのうち5人以上は看護師の資格を有する専任教員とし、その専任教員のうち1人は教務に関する主任者であること。

五 一の授業科目について同時に授業を行う生徒の数は、40人以下であること。ただし授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分に挙げられる場合は、この限りでない。

六 同時に行う授業の数に応じ、必要な数の専用の普通教室を有すること。

七 図書室及び専用の実習室を有すること。

八 教育上必要な機械器具、標本、模型及び図書を有すること。

九 別表4に掲げる実習を行うのに適当な施設を実習施設として利用することができること及び当該実習について適当な実習指導者の指導が行われること。

十 専任の事務職員を有すること。

十一 管理及び維持経営の方法が確実であること。

十二 特定の医療機関に勤務する又は勤務していることを入学又は入所の条件とするなど生徒又はこれになろうとする者が特定の医療機関に勤務しない又は勤務していないことを理由に不利益な取扱いをしないこと。

(指定基準の特例)

第5条の2 保健師学校養成所、助産師学校養成所、看護師学校養成所又は准看護師学校養成所(以下この項において「保健師等学校養成所」という。)であつて、複数の保健師等学校養成所の指定を併せて受けようとするものについては、第2条から前条までの規定にかかわらず、教育上支障がない場合に限り、第2条第7号、第3条第7号、第4条第1項第7号、同条第2項第7号、同条第3項第7号又は第5条第7号の図書室(以下この項において「図書室」という。)は併せて指定を受けようとする保健師等学校養成所の図書室と、第2条第7号、第3条第7号、第4条第1項第7号、同条第2項第7号、同条第3項第7号若しくは第5条第7号の実習室又は第4条第1項第7号、同条第2項第7号若しくは同条第3項第7号の在宅看護実習室(以下この項において「実習室等」という。)は併せて指定を受けようとする保健師等学校養成所の実習室等と、それぞれ兼用とすることができる。

(指定基準の特例)

第6条 保健師学校養成所であつて、看護師学校養成所のうち第4条第1項に規定する課程を設けるものと併せて指定を受け、かつ、その学生又は生徒に対し一の教育課程により別表1及び別表3に掲げる教育内容を併せて教授しようとするものに対する第2条第1号の規定の適用については、「法第21条各号のいずれかに該当する者」とあるのは「学校教育法第90条第1項に該当する者(同法に基づく大学が同法第90条第2項の規定により当該大学に入学させた者を含む。)」とする。

2 助産師学校養成所であつて、看護師学校養成所のうち第4条第1項に規定する課程を設けるものと併せて指定を受け、かつ、その学生又は生徒に対し一の教育課程により別表2及び別表3に掲げる教育内容を併せて教授しようとするものに対する第3条第1号の規定の適用については、「法第21条各号のいずれかに該当する者」とあるのは

「学校教育法第90条第1項に該当する者(同法に基づく大学が同法第90条第2項の規定により当該大学に入学させた者を含む。)」とする。

(指定に関する報告事項)

第6条の2 令第11条第2項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項(国の設置する看護師等養成所にあつては、第1号に掲げる事項を除く。)とする。

- 一 設置者の氏名及び住所(法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地)
- 二 名称
- 三 位置
- 四 指定をした年月日及び設置年月日(設置されていない場合にあつては、設置予定年月日)
- 五 学則(課程、修業年限及び入所定員に関する事項に限る。)
- 六 長の氏名

(指定の申請書の記載事項等)

第7条 令第12条の申請書には、次に掲げる事項(地方公共団体(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第68条第1項に規定する公立大学法人を含む。)の設置する保健師学校養成所、助産師学校養成所、看護師学校養成所又は准看護師学校若しくは准看護師養成所にあつては、第10号に掲げる事項を除く。)を記載しなければならない。この場合において、保健師学校養成所については、第9号中「診療科名及び患者収容定員並びに最近2年間の年別の入院患者延数、外来患者延数及び分べん取扱数」とあるのは、「専任又は兼任別の医師及び保健師の定員」とする。

- 一 設置者の氏名及び住所(法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地)
- 二 名称
- 三 位置
- 四 設置年月日
- 五 学則
- 六 長の氏名
- 七 教員の氏名、担当科目及び専任又は兼任の別
- 八 校舎の各室の用途及び面積
- 九 実習施設の名称、位置、開設者の氏名(法人にあつては、名称)、診療科名及び患者収容定員並びに最近2年間の年別の入院患者延数、外来患者延数及び分べん取扱数(実習施設が2以

上あるときは、施設別に記載するものとする。)

- 十 収支予算及び向こう2年間の財政計画
 - 2 令第21条の規定により読み替えて適用する令第12条の書面には、前項第2号から第9号までに掲げる事項を記載しなければならない。
 - 3 第1項の申請書又は前項の書面には、次に掲げる書類を添えなければならない。
 - 一 長及び教員の履歴書
 - 二 校舎の配置図及び平面図
 - 三 教授用及び実習用の機械器具、標本、模型及び図書の日録
 - 四 実習施設における実習についての当該施設の開設者の承諾書
- (変更の承認又は届出を要する事項)

- 第8条** 令第13条第1項(令第20条において準用する場合及び令第21条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の主務省令で定める事項は、前条第1項第5号に掲げる事項(課程、修業年限、教育課程及び入学定員又は入所定員に関する事項に限る。)、同項第8号に掲げる事項又は実習施設とする。
- 2 令第13条第2項(令第20条において準用する場合及び令第21条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の主務省令で定める事項は、前条第1項第1号から第3号までに掲げる事項又は同項第5号に掲げる事項(課程、修業年限、教育課程及び入学定員又は入所定員に関する事項を除く。))とする。
- (変更の承認又は届出に関する報告)

- 第8条の2** 令第13条第3項(令第21条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による報告は、毎年5月31日までに、次に掲げる事項について、それぞれ当該各号に掲げる期間に係るものを取りまとめて、厚生労働大臣に報告するものとする。
- 一 変更の承認に係る事項(第7条第1項第8号に掲げる事項及び実習施設を除く。) 当該年の前年の4月1日から当該年の3月31日までの期間
 - 二 変更の届出又は通知に係る事項 当該年の前年の5月1日から当該年の4月30日までの期間
- (報告を要する事項)

第9条 令第14条第1項(令第20条において準用す

る場合及び令第21条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 当該学年度の学年別の学生又は生徒の数
- 二 前学年度の卒業者数
- 三 前学年度における教育の実施状況の概要

- 2 令第14条第2項(令第21条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の主務省令で定める事項は、前項第三号に掲げる事項とする。

(指定の取消しに関する報告事項)

第9条の2 令第16条第2項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項(国の設置する看護師等養成所にあつては、第1号に掲げる事項を除く。))とする。

- 一 設置者の氏名及び住所(法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地)
- 二 名称
- 三 位置
- 四 指定を取り消した年月日
- 五 指定を取り消した理由

(指定取消しの申請書等の記載事項)

第10条 令第17条(令第20条において準用する場合を含む。)の申請書又は令第21条の規定により読み替えて適用する令第17条(令第20条において準用する場合を含む。)の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 指定の取消しを受けようとする理由
- 二 指定の取消しを受けようとする予定期日
- 三 在学中の学生又は生徒があるときはその措置

(准看護師養成所の指定の申請書の記載事項等)

第11条 令第19条の申請書には、第7条第1項各号に掲げる事項(公立の准看護師養成所にあつては、第10号に掲げる事項を除く。)を記載しなければならない。

- 2 令第21条の規定により読み替えて適用する令第19条の書面には、第7条第1項第2号から第9号までに掲げる事項を記載しなければならない。

- 3 第1項の申請書又は前項の書面には、第7条第3項各号に掲げる書類を添えなければならない。

第12条から第16条まで 削除

附則

第17条 この省令は、昭和26年9月1日から施行す

る。

附則(平成11年文部省・厚生省令第5号)【抄】

- 1 この省令は、平成14年4月1日から施行する。
- 4 准看護師学校又は准看護師養成所における看護師の資格を有する専任教員の数については、当分の間、改正後の第5条第4号の規定中「5人」とあるのは、「3人」とする。

附則(令和2年文部科学省・厚生労働省令第3号)【抄】

- 1 この省令は、令和3年4月1日から施行する。

ただし、別表3の2【著者注：2年課程である看護師学校養成所】の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

- 2 この省令の施行の際現に指定を受けている学校又は養成所において、保健師、助産師、看護師又は准看護師として必要な知識及び技能を修習中の者に係る教育の内容については、この省令による改正後の別表一から別表四までの規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

別表 1(第 2 条関係)【保健師学校養成所の指定基準】

教育内容	単位数	備考
公衆衛生看護学	18 (16)	健康危機管理を含む。
公衆衛生看護学概論	2	
個人・家族・集団・組織の支援	} 16 (14)	
公衆衛生看護活動展開論		
公衆衛生看護管理論		
疫学		
保健統計学	2	
保健医療福祉行政論	4 (3)	
臨地実習	5	
公衆衛生看護学実習	5	
個人・家族・集団・組織の支援 実習	2	
公衆衛生看護活動展開論実習	} 3	
公衆衛生看護管理論実習		
合計	31 (28)	

- 備考 1 単位の計算方法は、大学設置基準(昭和 31 年文部省令第 28 号)第 21 条第 2 項の規定の例による。この場合において、実験、実習又は実技による授業に係る単位の計算方法については、同項中「第 25 条第 1 項に規定する」とあるのは「実験、実習又は実技の」と、「おおむね 15 時間」とあるのは「30 時間」と読み替えるものとする。
- 2 看護師学校養成所のうち第 4 条第 1 項に規定する課程〔看護師学校養成所〕を設けるものと併せて指定を受け、かつ、その学生又は生徒に対し一教育課程によりこの表及び別表 3 に掲げる教育内容を併せて教授しようとするものにあつては、括弧内の数字によることができる。
- 3 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨地実習 5 単位以上及び臨地実習以外の教育内容 26 単位以上であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

別表 2(第 3 条関係)【助産師学校養成所の指定基準】

教育内容	単位数	備考
基礎助産学	6 (5)	実習中分べんの取扱いについては、助産師又は医師の監督の下に学生 1 人につき 10 回程度行わせること。この場合において、原則として、取扱う分べんは、正期産・経産分べん・頭位単胎とし、分べん第 1 期から第 3 期終了より 2 時間までとする。
助産診断・技術学	10	
地域母子保健	2	
助産管理	2	
臨地実習	11	
助産学実習	11	
合計	31 (30)	

- 備考 1 単位の計算方法は、大学設置基準第 21 条第 2 項の規定の例による。この場合において、実験、実習又は実技による授業に係る単位の計算方法については、同項中「第 25 条第 1 項に規定する」とあるのは「実験、実習又は実技の」と、「おおむね 15 時間」とあるのは「30 時間」と読み替えるものとする。
- 2 看護師学校養成所のうち第 4 条第 1 項に規定する課程〔看護師学校養成所〕を設けるものと併せて指定を受け、かつ、その学生又は生徒に対し一教育課程によりこの表及び別表 3 に掲げる教育内容を併せて教授しようとするものにあつては、括弧内の数字によることができる。
- 3 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨地実習 11 単位以上及び臨地実習以外の教育内容 20 単位以上であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

別表 3(第 4 条関係)【看護師学校養成所の指定基準】

教育内容		単位数
基礎分野	科学的思考の基盤	}
	人間と生活・社会の理解	
専門基礎分野	人体の構造と機能	}
	疾病の成り立ちと回復の促進	
	健康支援と社会保障制度	6
専門分野	基礎看護学	11
	地域・在宅看護論	6 (4)
	成人看護学	6
	老年看護学	4
	小児看護学	4
	母性看護学	4
	精神看護学	4
	看護の統合と実践	4
	臨地実習	23
	基礎看護学	3
	地域・在宅看護論	2
	成人看護学	}
	老年看護学	
	小児看護学	2
	母性看護学	2
	精神看護学	2
	看護の統合と実践	2
合 計		102 (100)

- 備考 1 単位の計算方法は、大学設置基準第 21 条第 2 項の規定の例による。この場合において、実験、実習又は実技による授業に係る単位の計算方法については、同項中「第 25 条第 1 項に規定する」とあるのは「実験、実習又は実技の」と、「おおむね 15 時間」とあるのは「30 時間」と読み替えるものとする。
- 2 次に掲げる学校等において既に履修した科目については、その科目の履修を免除することができる。
- イ 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校又は旧大学令(大正 7 年勅令第 388 号)に基づく大学
- ロ 歯科衛生士法(昭和 23 年法律第 204 号)第 12 条第 1 号の規定により指定されている歯科衛生士学校(イに掲げる学校教育法に基づく大学及び高等専門学校を除く。)又は同条第 2 号の規定により指定されている歯科衛生士養成所
- ハ 診療放射線技師法(昭和 26 年法律第 226 号)第 20 条第 1 号の規定により指定されている学校又は診療放射線技師養成所
- ニ 臨床検査技師等に関する法律(昭和 33 年法律第 76 号)第 15 条第 1 号の規定により指定されている学校又は臨床検査技師養成所
- ホ 理学療法士及び作業療法士法(昭和 40 年法律第 137 号)第 11 条第 1 号若しくは 2 号の規定により指定されている学校若しくは理学療法士養成施設又は同法第 12 条第 1 号若しくは 2 号の規定により指定されている学校若しくは作業療法士養成施設
- ヘ 視能訓練士法(昭和 46 年法律第 64 号)第 14 条第 1 号又は第 2 号の規定により指定されている学校又は視能訓練士養成所
- ト 臨床工学技士法(昭和 62 年法律第 60 号)第 14 条第 1 号、第 2 号又は第 3 号の規定により指定されている学校又は臨床工学技士養成所
- チ 義肢装具士法(昭和 62 年法律第 61 号)第 14 条第 1 号、第 2 号又は第 3 号の規定により指定されている学校又は義肢装具士養成所
- リ 救急救命士法(平成 3 年法律第 36 号)第 34 条第 1 号、第 2 号又は第 4 号の規定により指定されている学校又は救急救命士養成所
- ヌ 言語聴覚士法(平成 9 年法律第 132 号)第 33 条第 1 号、第 2 号、第 3 号又は第 5 号の規定により指定されている学校又は言語聴覚士養成所
- 3 保健師学校養成所と併せて指定を受け、かつ、その学生又は生徒に対し一教育課程によりこの表及び別表 1 に掲げる教育内容を併せて教授しようとするものにあつては、括弧内の数字によることができる。
- 4 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨地実習 23 単位以上及び臨地実習以外の教育内容 79 単位以上(うち基礎分野 14 単位以上、専門基礎分野 22 単位以上及び専門分野 43 単位以上)であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。
- 5 臨地実習の総単位数 23 単位から各教育内容の単位数の合計を減じた 6 単位については、学校又は養成所が教育内容を問わず定めることができるものとする。

別表 3 の 2 (第 4 条関係) 【2 年課程である看護師学校養成所の指定基準】

教育内容		単位数
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活・社会の理解	8
専門基礎分野	人体の構造と機能 疾病の成り立ちと回復の促進 健康支援と社会保障制度	10 4
専門分野	基礎看護学 地域・在宅看護論 成人看護学 老年看護学 小児看護学 母性看護学 精神看護学 看護の統合と実践 臨地実習 基礎看護学 地域・在宅看護論 成人看護学 老年看護学 小児看護学 母性看護学 精神看護学 看護の統合と実践	6 5 3 3 3 3 3 4 16 2 2 4 2 2 2 2 2
合 計		68

- 備考 1 単位の計算方法は、大学設置基準第 21 条第 2 項の規定の例による。この場合において、実験、実習又は実技による授業に係る単位の計算方法については、同項中「第 25 条第 1 項に規定する」とあるのは「実験、実習又は実技の」と、「おおむね 15 時間」とあるのは「30 時間」と読み替えるものとする。
- 2 前号の規定にかかわらず、通信制の課程においては、大学通信教育設置基準(昭和 56 年文部省令第 33 号)第 5 条第 1 項の規定の例による。この場合において、実験、実習又は実技による授業に係る単位の計算方法については、同項中「第 3 条第 1 項に規定する」とあるのは「実験、実習又は実技の」と、「おおむね 15 時間」とあるのは「30 時間」と読み替えるものとする。
- 3 通信制の課程における授業は、大学通信教育設置基準第 3 条第 1 項及び第 2 項に定める方法により行うものとする。ただし、同課程における臨地実習については、同条第 1 項に定める印刷教材等による授業及び面接授業並びに病院の見学により行うものとする。
- 4 次に掲げる学校等において既に履修した科目については、その科目の履修を免除することができる。
- イ 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校又は旧大学令に基づく大学
- ロ 歯科衛生士法第 12 条第 1 号の規定により指定されている歯科衛生士学校(イに掲げる学校教育法に基づく大学及び高等専門学校を除く。)又は同条第 2 号の規定により指定されている歯科衛生士養成所
- ハ 診療放射線技師法第 20 条第 1 号の規定により指定されている学校又は診療放射線技師養成所
- ニ 臨床検査技師等に関する法律第 15 条第 1 号の規定により指定されている学校又は臨床検査技師養成所
- ホ 理学療法士及び作業療法士法第 11 条第 1 号若しくは第 2 号の規定により指定されている学校若しくは理学療法士養成施設又は同法第 12 条第 1 号若しくは第 2 号の規定により指定されている学校若しくは作業療法士養成施設
- ヘ 視能訓練士法第 14 条第 1 号又は第 2 号の規定により指定されている学校又は視能訓練士養成所
- ト 臨床工学技士法第 14 条第 1 号、第 2 号又は第 3 号の規定により指定されている学校又は臨床工学技士養成所
- チ 義肢装具士法第 14 条第 1 号、第 2 号又は第 3 号の規定により指定されている学校又は義肢装具士養成所
- リ 救急救命士法第 34 条第 1 号、第 2 号又は第 4 号の規定により指定されている学校又は救急救命士養成所
- ス 言語聴覚士法第 33 条第 1 号、第 2 号、第 3 号又は第 5 号の規定により指定されている学校又は言語聴覚士養成所
- 5 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨地実習 16 単位以上及び臨地実習以外の教育内容 52 単位以上(うち基礎分野 8 単位以上、専門基礎分野 14 単位以上及び専門分野 30 単位以上)であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

別表 3 の 3 (第 4 条関係)【高等学校専攻科等である看護師学校養成所の指定基準】

教育内容		単位数		
		高等学校	専攻科	合計
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活・社会の理解	6	10	16
専門基礎分野	人体の構造と機能	7	9	16
	疾病の成り立ちと回復の促進			
	健康支援と社会保障制度	1	5	6
専門分野	基礎看護学	8	4	12
	地域・在宅看護論	1	5	6
	成人看護学	2	4	6
	老年看護学	1	3	4
	小児看護学	1	3	4
	母性看護学	1	3	4
	精神看護学		4	4
	看護の統合と実践		4	4
	臨地実習	10	16	26
	基礎看護学	3		3
	地域・在宅看護論		2	2
	成人看護学	2	2	4
	老年看護学			
	小児看護学			
	母性看護学			
	精神看護学			
	看護の統合と実践		2	2
合 計		38	70	108

- 備考 1 単位の計算方法は、高等学校においては、高等学校学習指導要領(平成 30 年文部科学省告示第 68 号)第 1 章第 2 款第 3 項(1)アの規定による。
- 2 前号の規定にかかわらず、高等学校の専攻科においては、大学設置基準第 21 条第 2 項の規定の例による。この場合において、実験、実習又は実技による授業に係る単位の計算方法については、同項中「第 25 条第 1 項に規定する」とあるのは「実験、実習又は実技の」と、「おおむね 15 時間」とあるのは「30 時間」と読み替えるものとする。
- 3 高等学校及び専攻科が一貫した教育を施すために高等学校及び専攻科を併せた 5 年間の教育課程を編成することが特に必要と認められる場合において、教育内容ごとの高等学校及び専攻科における単位数の合計がこの表の教育内容ごとの単位数の合計以上であり、かつ、高等学校における単位数の合計が 38 単位以上及び専攻科における単位数の合計が 70 単位以上であるときは、この表の教育内容ごとの単位数の高等学校及び専攻科への配当によらないことができる。
- 4 臨地実習の総単位数 26 単位から各教育内容の単位数の合計を減じた 9 単位については、高等学校又は専攻科が教育内容を問わず定めることができるものとする。

別表4(第5条関係)【准看護師学校養成所の指定基準】

教育内容		時間数
基礎分野	論理的思考の基盤	35
	人間と生活・社会	35
専門基礎分野	人体の仕組みと働き	105
	栄養	35
	薬理	70
	疾病の成り立ち	105
	保健医療福祉の仕組み	}
	看護と法律	
専門分野	基礎看護	385
	看護概論	70
	基礎看護技術	245
	臨床看護概論	70
	成人看護	}
	老年看護	
	母子看護	
	精神看護	70
	臨地実習	735
	基礎看護	210
	成人看護	}
	老年看護	
	母子看護	
	精神看護	
合 計		1890

保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令(平成27年3月13日 厚生労働省令第33号)【抄】
(特定行為)

第2条 法第37条の2第2項第1号の厚生労働省令で定める行為は、別表第1に掲げる行為とする。
(手順書)

第3条 法第37条の2第2項第2号に規定する手順書(次項第3号、第5条第1号及び別表第4において「手順書」という。)は、医師又は歯科医師が看護師に診療の補助を行わせるためにその指示として作成するものとする。

2 法第37条の2第2項第2号の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 看護師に診療の補助を行わせる患者の病状の範囲
- 二 診療の補助の内容
- 三 当該手順書に係る特定行為の対象となる患者

四 特定行為を行うときに確認すべき事項

五 医療の安全を確保するために医師又は歯科医師との連絡が必要となった場合の連絡体制

六 特定行為を行った後の医師又は歯科医師に対する報告の方法

附則

この省令は、平成27年10月1日から施行する。
保健師助産師看護師法に基づく指定試験機関に関する省令(平成31年3月18日厚生労働省令第25号)

【概要】

都道府県知事が民間法人に准看護師試験を委託する場合の指定試験機関の申請要件、事務規程、試験委員などについて定めている。平成31年4月1日施行。

医師及び医療関係職と事務職員等との間等での役割分担の推進について（医政発第1228001号 平成19年12月28日 厚生労働省医政局長通知）【抄】

2. 役割分担の具体例

（1）医師、看護師等の医療関係職と事務職員等との役割分担

1）書類作成等

書類作成等に係る事務については、例えば、診断書や診療録のように医師の診察等を経た上で作成される書類は、基本的に医師が記載することが想定されている。しかしながら、①から③に示すとおり、一定の条件の下で、医師に代わって事務職員が記載等を代行することも可能である。

ただし、医師や看護師等の医療関係職については、法律において、守秘義務が規定されていることを踏まえ、書類作成における記載等を代行する事務職員については、雇用契約において同趣旨の規定を設けるなど個人情報の取り扱いについては十分留意するとともに、医療の質の低下を招かないためにも、関係する業務について一定の知識を有した者が行うことが望ましい。

他方、各医療機関内で行われる各種会議等の用に供するための資料の作成など、必ずしも医師や看護師等の医療関係職の判断を必要としない書類作成等に係る事務についても、医師や看護師等の医療関係職が行っていることが医療現場における効率的な運用を妨げているという指摘がなされている。これらの事務について、事務職員の積極的な活用を図り、医師や看護師等の医療関係職を本来の業務に集中させることで医師や看護師等の医療関係職の負担の軽減が可能となる。

① 診断書、診療録及び処方せんの作成

診断書、診療録及び処方せんは、診察した医師が作成する書類であり、作成責任は医師が負うこととされているが、医師が最終的に確認し署名することを条件に事務職員が医師の補助者として記載を代行することも可能である。また、電磁的記録により作成する場合は、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をもって当該署名に代えることができるが、作成者の識別や認証が確実に行えるよう、その運用においては「医療情報システムの安全管理に関する

ガイドライン」を遵守されたい。

② 主治医意見書の作成

介護保険法（平成9年法律第123号）第27条第3項及び第32条第3項に基づき、市町村等は要介護認定及び要支援認定の申請があった場合には、申請者に係る主治の医師に対して主治医意見書の作成を求めるとしている。

医師が最終的に確認し署名することを条件に、事務職員が医師の補助者として主治医意見書の記載を代行することも可能である。また、電磁的記録により作成する場合は、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をもって当該署名に代えることができるが、作成者の識別や認証が確実に行えるよう、その運用については「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守されたい。

③ 診察や検査の予約

近年、診察や検査の予約等の管理に、いわゆるオーダーリングシステムの導入を進めている医療機関が多く見られるが、その入力に係る作業は、医師の正確な判断・指示に基づいているものであれば、医師との協力・連携の下、事務職員が医師の補助者としてオーダーリングシステムへの入力を代行することも可能である。

2）ベッドメイキング

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第5条に規定する療養上の世話の範疇に属さない退院後の患者の空きのベッド及び離床可能な患者のベッドに係るベッドメイキングについては、「ベッドメイキングの業務委託について（回答）」（平成12年11月7日付け医政発第37号・医政経発第77号。以下「業務委託通知」という。）において示しているとおり、看護師及び准看護師（以下「看護職員」という。）以外が行うことができるものであり、業者等に業務委託することも可能である。

ただし、入院患者の状態は常に変化しているため、業務委託でベッドメイキングを行う場合は、業務委託通知において示しているとおり、病院の管理体制の中で、看護師等が関与して委託するベッドの選定を行うなど、病棟管理上遺漏のないよう十分留意されたい。

3）院内の物品の運搬・補充、患者の検査室等への移送

滅菌器材、衛生材料、書類、検体の運搬・補充については、専門性を要する業務に携わるべき医師や看護師等の医療関係職が調達に動くことは、医療の質や量の低下を招き、特に夜間については、病棟等の管理が手薄になるため、その運搬・補充については、看護補助者等の活用や院内の物品運搬システムを整備することで、看護師等の医療関係職の業務負担の軽減に資することが可能となる。その際には、院内で手順書等を作成し、業務が円滑に行えるよう徹底する等留意が必要である。

また、患者の検査室等への移送についても同様、医師や看護師等の医療関係職が行っている場合も指摘されているが、患者の状態を踏まえ総合的に判断した上で事務職員や看護補助者を活用することは可能である。

（２）医師と助産師との役割分担

保健師助産師看護師法において、助産師は助産及びじょく婦及び新生児の保健指導を担っているものである。医師との緊密な連携・協力関係の下で、正常の経過をたどる妊婦や母子の健康管理や分娩の管理について助産師を積極的に活用することで、産科医療機関における医師の業務負担を軽減させることが可能となる。こうした産科医療機関における医師の業務負担の軽減は、医師が医師でなければ対応できない事案により専念できることにより、医師の専門性がより発揮されることを可能とするとともに、地域のより高次の救急医療を担う医療機関における産科医師の負担の軽減にも資することとなる。

特に医療機関においては、安全・安心な分娩の確保と効率的な病院内運用を図るため、妊産婦健診や相談及び院内における正常分娩の取扱い等について、病院内で医師・助産師が連携する仕組みの導入も含め、個々の医療機関の事情に応じ、助産師がその専門性を発揮しやすい環境を整えることは、こうした業務分担の導入に際し有効なものである。

医師と助産師の間で連携する際には、十分な情報の共有と相互理解を構築するとともに、業務に際しては母子の安全の確保に細心の注意を払う必要があることは当然の前提である。

（３）医師と看護師等の医療関係職との役割分担

医師と看護師等の医療関係職との間の役割分担についても、以下のような役割分担を進めることで、医師が医師でなければ対応できない業務により集中

することが可能となる。また、医師の事前指示やクリティカルパスの活用は、医師の負担を軽減することが可能となる。

その際には、医療安全の確保の観点から、個々の医療機関毎の状況に応じ、個別の看護師等の医療関係職の能力を踏まえた適切な業務分担を行うことはもとより、適宜医療機関内外での研修等の機会を通じ、看護師等が能力の研鑽に励むことが望ましい。

１）薬剤の投与量の調節

患者に起りうる病態の変化に応じた医師の事前の指示に基づき、患者の病態の変化に応じた適切な看護を行うことが可能な場合がある。例えば、在宅等で看護にあたる看護職員が行う、処方された薬剤の定期的、常態的な投与及び管理について、患者の病態を観察した上で、事前の指示に基づきその範囲内で投与量を調整することは、医師の指示の下で行う看護に含まれるものである。

２）静脈注射

医師又は歯科医師の指示の下に行う看護職員が行う静脈注射及び、留置針によるルート確保については、診療の補助の範疇に属するものとして取り扱うことが可能であることを踏まえ、看護職員の積極的な活用を図り、医師を専門性の高い業務に集中させ、患者中心の効率的な運用に努められたい。

なお、薬剤の血管注入による身体への影響は大きいことから、「看護師等による静脈注射の実施について」（平成14年9月30日医政発第0930002号）において示しているとおり、医師又は歯科医師の指示に基づいて、看護職員が静脈注射を安全にできるよう、各医療機関においては、看護職員を対象とした研修を実施するとともに、静脈注射の実施等に関して、施設内基準や看護手順の作成・見直しを行い、また、個々の看護職員の能力を踏まえた適切な業務分担を行うことが重要である。

３）救急医療等における診療の優先順位の決定

夜間・休日救急において、医師の過重労働が指摘されている現状を鑑み、より効率的な運用が行われ、患者への迅速な対応を確保するため、休日や夜間に診療を求めて救急に来院した場合、事前に、院内において具体的な対応方針を整備していれば、専門的な知識および技術をもつ看護職員が、診療の優先順位の判断を行うことで、より適切な医療の提供や、医師の負担を軽減した効率的な診療を行うことが可

能となる。

4) 入院中の療養生活に関する対応

入院中の患者について、例えば病棟内歩行可能等の活動に関する安静度、食事の変更、入浴や清拭といった清潔保持方法等の療養生活全般について、現在行われている治療との関係に配慮し、看護職員が医師の治療方針や患者の状態を踏まえて積極的に対応することで、効率的な病棟運営や患者サービスの質の向上、医師の負担の軽減に資することが可能となる。

5) 患者・家族への説明

医師の治療方針の決定や病状の説明等の前後に、看護師等の医療関係職が、患者との診察前の事前の面談による情報収集や補足的な説明を行うとともに、患者、家族等の要望を傾聴し、医師と患者、家族等が十分な意思疎通をとれるよう調整を行うことで、医師、看護師等の医療関係職と患者、家族等との信頼関係を深めることが可能となるとともに、医師の負担の軽減が可能となる。

また、高血圧性疾患、糖尿病、脳血管疾患、うつ病(気分障害)のような慢性疾患患者においては、看護職員による療養生活の説明が必要な場合が想定される。このような場合に、医師の治療方針に基づき看護職員が療養生活の説明を行うことは可能であり、これにより医師の負担を軽減し、効率的な外来運営が行えるとともに、患者のニーズに合わせた療養生活の援助に寄与できるものと考ええる。

医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について(医政発第0726005号平成17年7月26日 厚生労働省医政局長通知)【要約】

2005(平成17)年7月26日に厚生労働省医政局長から各都道府県知事あて通知が出された。

その内容を要約すると、医療機関以外の高齢者介護・障害者介護の現場等において判断に疑義が生じることの多い行為であって原則として医行為ではないと考えられるものを列挙している。もちろん、一

律に決まるのではなく、個々の患者の状態によっては医行為になることもあるのに注意されたい。

具体的には次の行為は原則として医行為ではない。

1. 水銀体温計・電子体温計により腋下で体温を計測すること、及び耳式電子体温計により外耳道で体温を測定すること
2. 自動血圧測定器により血圧を測定すること
3. 新生児以外の者であって入院治療の必要がないものに対して、動脈血酸素飽和度を測定するため、パルスオキシメータを装着すること
4. 軽微な切り傷、擦り傷、やけど等について、専門的な判断や技術を必要としない処置をすること(汚物で汚れたガーゼの交換を含む。)
5. 患者が入院して治療する必要がないなど容態が安定しているなど一定の場合に、皮膚への軟膏の塗布(褥瘡の処置を除く。)、皮膚への湿布の貼付、点眼薬の点眼、一包化された内用薬の内服(舌下錠の使用も含む。)、肛門からの坐薬挿入又は鼻腔粘膜への薬剤噴霧を介助すること

さらに、以下に掲げる行為も原則として医行為でない。

- ① 爪そのものに異常がなく、爪の周囲の皮膚にも化膿や炎症がなく、かつ、糖尿病等の疾患に伴う専門的な管理が必要でない場合に、その爪を爪切りで切ること及び爪ヤスリでやすりがけすること
- ② 重度の歯周病等がない場合の日常的な口腔内の刷掃・清拭において、歯ブラシや綿棒又は巻き綿子などを用いて、歯、口腔粘膜、舌に付着している汚れを取り除き、清潔にすること
- ③ 耳垢を除去すること(耳孔塞栓の除去を除く。)
- ④ ストマ装具のパウチにたまった排泄物を捨てること(肌に接着したパウチの取り替えを除く。)
- ⑤ 自己導尿を補助するため、カテーテルの準備、体位の保持などを行うこと
- ⑥ 市販のディスポーザブルグリセリン浣腸器のうち小型少量のものを用いて浣腸すること

看護師等の人材確保の促進に関する法律

(平成4年6月26日 法律第86号)【抄】

(目的)

第1条 この法律は、我が国における急速な高齢化の進展及び保健医療を取り巻く環境の変化等に伴い、看護師等の確保の重要性が著しく増大していることにかんがみ、看護師等の確保を促進するための措置に関する基本指針を定めるとともに、看護師等の養成、処遇の改善、資質の向上、就業の促進等を、看護に対する国民の関心と理解を深めることに配慮しつつ図るための措置を講ずることにより、病院等、看護を受ける者の居宅等看護が提供される場所に、高度な専門知識と技能を有する看護師等を確保し、もって国民の保健医療の向上に資することを目的とする。

(基本指針)

第3条 厚生労働大臣及び文部科学大臣(文部科学大臣にあっては、次項第2号に掲げる事項に限る。)は、看護師等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めなければならない。

2 基本指針に定める事項は、次のとおりとする。

- 一 看護師等の就業の動向に関する事項
- 二 看護師等の養成に関する事項
- 三 病院等に勤務する看護師等の処遇の改善(国家公務員及び地方公務員である看護師等に係るものを除く。次条第1項及び第5条第1項において同じ。)に関する事項
- 四 研修等による看護師等の資質の向上に関する事項
- 五 看護師等の就業の促進に関する事項
- 六 その他看護師等の確保の促進に関する重要事項

3 基本指針は、看護が国民の保健医療に関し重要な役割を果たしていることにかんがみ、病院等、看護を受ける者の居宅等看護が提供される場所に、高度な専門知識と技能を有する看護師等を確保し、あわせて当該看護師等が適切な処遇の下で、自信と誇りを持って心の通う看護を提供することができるよう、看護業務の専門性に配慮した適切な看護業務の在り方を考慮しつつ、高度化し、かつ、多様化する国民の保健医療サービスへの需要に対

応した均衡ある看護師等の確保対策を適切に講ずることを基本理念として定めるものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第4条 国は、看護師等の養成、研修等による資質の向上及び就業の促進並びに病院等に勤務する看護師等の処遇の改善その他看護師等の確保の促進のために必要な財政上及び金融上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、看護師等の処遇の改善に努める病院等の健全な経営が確保されるよう必要な配慮をしなければならない。

3 国は、広報活動、啓発活動等を通じて、看護の重要性に対する国民の関心と理解を深め、看護業務に対する社会的評価の向上を図るとともに、看護に親しむ活動(傷病者等に対しその日常生活において必要な援助を行うこと等を通じて、看護に親しむ活動をいう。以下同じ。)への国民の参加を促進することに努めなければならない。

4 地方公共団体は、看護に対する住民の関心と理解を深めるとともに、看護師等の確保を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(病院等の開設者等の責務)

第5条 病院等の開設者等は、病院等に勤務する看護師等が適切な処遇の下で、その専門知識と技能を向上させ、かつ、これを看護業務に十分に発揮できるよう、病院等に勤務する看護師等の処遇の改善、新たな業務に従事する看護師等に対する臨床研修その他の研修の実施、看護師等が自ら研修を受ける機会を確保できるようにするために必要な配慮その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

2 病院等の開設者等は、看護に親しむ活動への国民の参加を促進するために必要な協力を行うよう努めなければならない。

(看護師等の責務)

第6条 看護師等は、保健医療の重要な担い手としての自覚の下に、高度化し、かつ、多様化する国民の保健医療サービスへの需要に対応し、研修を受ける等自ら進んでその能力の開発及び向上を図

るとともに、自信と誇りを持ってこれを看護業務に発揮するよう努めなければならない。

(国民の責務)

第7条 国民は、看護の重要性に対する関心と理解を深め、看護に従事する者への感謝の念を持つよう心がけるとともに、看護に親しむ活動に参加するよう努めなければならない。

(看護師等確保推進者の設置等)

第12条 次の各号のいずれかに該当する病院の開設者は、当該病院に看護師等確保推進者を置かなければならない。

- 一 その有する看護師等の員数が、医療法第21条第1項第1号の規定に基づく都道府県の条例の規定によって定められた員数を著しく下回る病院として厚生労働省令で定めるもの
- 二 その他看護師等の確保が著しく困難な状況にあると認められる病院として厚生労働省令で定めるもの

2 看護師等確保推進者は、病院の管理者を補佐し、看護師等の配置及び業務の改善に関する計画の策定その他看護師等の確保に関する事項を処理しなければならない。

3 医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師その他看護師等の確保に関し必要な知識経験を有する者として政令で定めるものでなければ、看護師等確保推進者となることができない。

(指定等)

第14条 都道府県知事は、看護師等の就業の促進その他の看護師等の確保を図るための活動を行うことにより保健医療の向上に資することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であって、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、都道府県ごとに一個に限り、都道府県ナースセンター(以下「都道府県センター」という。)として指定することができる。

(業務)

第15条 都道府県センターは、当該都道府県の区域内において、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 病院等における看護師等の確保の動向及び就業を希望する看護師等の状況に関する調査を行うこと。
- 二 訪問看護(傷病者等に対し、その者の居宅に

において看護師等が行う療養上の世話又は必要な診療の補助をいう。)その他の看護についての知識及び技能に関し、看護師等に対して研修を行うこと。

三 前号に掲げるもののほか、看護師等に対し、看護についての知識及び技能に関する情報の提供、相談その他の援助を行うこと。

四 第12条第1項に規定する病院その他の病院等の開設者、管理者、看護師等確保推進者等に対し、看護師等の確保に関する情報の提供、相談その他の援助を行うこと。

五 看護師等について、無料の職業紹介事業を行うこと。

六 看護師等に対し、その就業の促進に関する情報の提供、相談その他の援助を行うこと。

七 看護に関する啓発活動を行うこと。

八 前各号に掲げるもののほか、看護師等の確保を図るために必要な業務を行うこと。

(情報の提供の求め)

第16条の2 都道府県センターは、都道府県その他の官公署に対し、第15条第6号に掲げる業務を行うために必要な情報の提供を求めることができる。

(看護師等の届出等)

第16条の3 看護師等は、病院等を離職した場合その他の厚生労働省令で定める場合には、住所、氏名その他の厚生労働省令で定める事項を、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県センターに届け出るよう努めなければならない。

2 看護師等は、前項の規定により届け出た事項に変更が生じた場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を都道府県センターに届け出るよう努めなければならない。

3 病院等の開設者等その他厚生労働省令で定める者は、前2項の規定による届出が適切に行われるよう、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(指定)

第20条 厚生労働大臣は、都道府県センターの業務に関する連絡及び援助を行うこと等により、都道府県センターの健全な発展を図るとともに、看護師等の確保を図り、もって保健医療の向上に資することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であって、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申

請により、全国を通じて一個に限り、中央ナースセンター(以下「中央センター」という。)として

指定することができる。

医療法(昭和23年 7 月30日 法律第205号)【抄】

第1章 総則

〔法律の目的〕

第1条 この法律は、医療を受ける者による医療に関する適切な選択を支援するために必要な事項、医療の安全を確保するために必要な事項、病院、診療所及び助産所の開設及び管理に関し必要な事項並びにこれらの施設の整備並びに医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携を推進するために必要な事項を定めること等により、医療を受ける者の利益の保護及び良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図り、もつて国民の健康の保持に寄与することを目的とする。

〔医療の理念〕

第1条の2 医療は、生命の尊重と個人の尊厳の保持を旨とし、医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療の担い手と医療を受ける者との信頼関係に基づき、及び医療を受ける者の心身の状況に応じて行われるとともに、その内容は、単に治療のみならず、疾病の予防のための措置及びリハビリテーションを含む良質かつ適切なものでなければならない。

2 医療は、国民自らの健康の保持増進のための努力を基礎として、医療を受ける者の意向を十分に尊重し、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、調剤を実施する薬局その他の医療を提供する施設(以下「医療提供施設」という。)、医療を受ける者の居宅等(居宅その他厚生労働省令で定める場所をいう。以下同じ。))において、医療提供施設の機能に応じ効率的に、かつ、福祉サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図りつつ提供されなければならない。

〔医療の担い手の責務〕

第1条の4 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療の担い手は、第1条の2に規定する理念に基づき、医療を受ける者に対し、良質かつ適切な医療を行うよう努めなければならない。

2 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療

の担い手は、医療を提供するに当たり、適切な説明を行い、医療を受ける者の理解を得よう努めなければならない。

3 医療提供施設において診療に従事する医師及び歯科医師は、医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携に資するため、必要に応じ、医療を受ける者を他の医療提供施設に紹介し、その診療に必要な限度において医療を受ける者の診療又は調剤に関する情報を他の医療提供施設において診療又は調剤に従事する医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供し、及びその他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 病院又は診療所の管理者は、当該病院又は診療所を退院する患者が引き続き療養を必要とする場合には、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図り、当該患者が適切な環境の下で療養を継続することができるよう配慮しなければならない。

5 医療提供施設の開設者及び管理者は、医療技術の普及及び医療の効率的な提供に資するため、当該医療提供施設の建物又は設備を、当該医療提供施設に勤務しない医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療の担い手の診療、研究又は研修のために利用させるよう配慮しなければならない。

〔病院・診療所の定義〕

第1条の5 この法律において、「病院」とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医療又は歯科医療を行う場所であつて、20人以上の患者を入院させるための施設を有するものをいう。病院は、傷病者が、科学的でかつ適正な診療を受けることができる便宜を与えることを主たる目的として組織され、かつ、運営されるものでなければならない。

2 この法律において、「診療所」とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医療又は歯科医療を行う場所であつて、患者を入院させるための施設を有しないもの又は19人以下の患者を入院させるための施設を有するものをいう。

〔助産所の定義〕

第2条 この法律において、「助産所」とは、助産師が公衆又は特定多数人のためその業務(病院又は診療所において行うものを除く。)を行う場所をいう。

- 2 助産所は、妊婦、産婦又はじよく婦10人以上の入所施設を有してはならない。

〔名称の使用制限〕

第3条 疾病の治療(助産を含む。)をなす場所であつて、病院又は診療所でないものは、これに病院、病院分院、産院、療養所、診療所、診察所、医院その他病院又は診療所に紛らわしい名称を付けてはならない。

- 2 診療所は、これに病院、病院分院、産院その他病院に紛らわしい名称を付けてはならない。
- 3 助産所でないものは、これに助産所その他助産師がその業務を行う場所に紛らわしい名称を付けてはならない。

〔地域医療支援病院〕

第4条 国、都道府県、市町村、第42条の2第1項に規定する社会医療法人その他厚生労働大臣の定める者の開設する病院であつて、地域における医療の確保のために必要な支援に関する次に掲げる要件に該当するものは、その所在地の都道府県知事の承認を得て地域医療支援病院と称することができる。

- 一 他の病院又は診療所から紹介された患者に対し医療を提供し、かつ、当該病院の建物の全部若しくは一部、設備、器械又は器具を、当該病院に勤務しない医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者(以下単に「医療従事者」という。)の診療、研究又は研修のために利用させるための体制が整備されていること。
- 二 救急医療を提供する能力を有すること。
- 三 地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせる能力を有すること。
- 四 厚生労働省令で定める数以上の患者を入院させるための施設を有すること。
- 五 第21条第1項第2号から第8号まで及び第10号から第12号まで並びに第22条第1号及び第4号から第9号までに規定する施設を有すること。
- 六 その施設の構造設備が第21条第1項及び第22条の規定に基づく厚生労働省令並びに同項の規

定に基づく都道府県の条例で定める要件に適合するものであること。

- 2 都道府県知事は、前項の承認をするに当たつては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 地域医療支援病院でないものは、これに地域医療支援病院又はこれに紛らわしい名称を付けてはならない。

〔特定機能病院〕

第4条の2 病院であつて、次に掲げる要件に該当するものは、厚生労働大臣の承認を得て特定機能病院と称することができる。

- 一 高度の医療を提供する能力を有すること。
- 二 高度の医療技術の開発及び評価を行う能力を有すること。
- 三 高度の医療に関する研修を行わせる能力を有すること。
- 四 医療の高度の安全を確保する能力を有すること。
- 五 その診療科名中に、厚生労働省令の定めるところにより、厚生労働省令で定める診療科名を有すること。
- 六 厚生労働省令で定める数以上の患者を入院させるための施設を有すること。

〔臨床研究中核病院〕

第4条の3 病院であつて、臨床研究の実施の中核的な役割を担うことに関する次に掲げる要件に該当するものは、厚生労働大臣の承認を得て臨床研究中核病院と称することができる。

- 一 特定臨床研究(厚生労働省令で定める基準に従つて行う臨床研究をいう。以下同じ。)に関する計画を立案し、及び実施する能力を有すること。
- 二 他の病院又は診療所と共同して特定臨床研究を実施する場合にあつては、特定臨床研究の実施の主導的な役割を果たす能力を有すること。
- 三 他の病院又は診療所に対し、特定臨床研究の実施に関する相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行う能力を有すること。
- 四 特定臨床研究に関する研修を行う能力を有すること。
- 五 その診療科名中に厚生労働省令で定める診療科名を有すること。

六 厚生労働省令で定める数以上の患者を入院させるための施設を有すること。

第2章 医療に関する選択の支援等

第1節 医療に関する情報の提供等

〔国・地方の責任等〕

第6条の2 国及び地方公共団体は、医療を受ける者が病院、診療所又は助産所の選択に関して必要な情報を容易に得られるように、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 医療提供施設の開設者及び管理者は、医療を受ける者が保健医療サービスの選択を適切に行うことができるように、当該医療提供施設の提供する医療について、正確かつ適切な情報を提供するとともに、患者又はその家族からの相談に適切に応ずるよう努めなければならない。

3 国民は、良質かつ適切な医療の効率的な提供に資するよう、医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携の重要性についての理解を深め、医療提供施設の機能に応じ、医療に関する選択を適切に行い、医療を適切に受けるよう努めなければならない。

〔情報の報告及び閲覧〕

第6条の3 病院、診療所又は助産所(以下この条において「病院等」という。)の管理者は、厚生労働省令で定めるところにより、医療を受ける者が身近な地域における日常的な診療、疾病の予防のための措置その他の医療の提供を行う機能(以下「かかりつけ医機能」という。)その他の病院等の機能についての十分な理解の下に病院等の選択を適切に行うために必要な情報として厚生労働省令で定める事項を当該病院等の所在地の都道府県知事に報告するとともに、当該事項を記載した書面を当該病院等において閲覧に供しなければならない。

〔書面の作成・交付・説明〕

第6条の4 病院又は診療所の管理者は、患者を入院させたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該患者の診療を担当する医師又は歯科医師により、次に掲げる事項を記載した書面の作成並びに当該患者又はその家族への交付及びその適切な説明が行われるようにしなければならない。ただし、患者が短期間で退院することが見込まれ

る場合その他の厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。

〔助産所における書面交付・説明〕

第6条の4の2 助産所の管理者(出張のみによつてその業務に従事する助産師にあつては当該助産師。次項において同じ。)は、妊婦又は産婦(以下この条及び第19条第2項において「妊婦等」という。)の助産を行うことを約したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該妊婦等の助産を担当する助産師により、次に掲げる事項を記載した書面の当該妊婦等又はその家族への交付及びその適切な説明が行われるようにしなければならない。

- 一 妊婦等の氏名及び生年月日
- 二 当該妊婦等の助産を担当する助産師の氏名
- 三 当該妊婦等の助産及び保健指導に関する方針
- 四 当該助産所の名称、住所及び連絡先
- 五 当該妊婦等の異常に対応する病院又は診療所の名称、住所及び連絡先
- 六 その他厚生労働省令で定める事項

2 助産所の管理者は、妊婦等又はその家族の承諾を得て、前項の書面の交付に代えて、厚生労働省令で定めるところにより、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法であつて厚生労働省令で定めるものにより提供することができる。

第2節 医業・歯科医業又は施設・広告

〔広告事項〕

第6条の5 何人も、医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して、文書その他いかなる方法によるを問わず、広告その他の医療を受ける者を誘引するための手段としての表示(以下この節において単に「広告」という。)をする場合には、虚偽の広告をしてはならない。

2 前項に規定する場合には、医療を受ける者による医療に関する適切な選択を阻害することがないように、広告の内容及び方法が、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- 一 他の病院又は診療所と比較して優良である旨の広告をしないこと。
- 二 誇大な広告をしないこと。
- 三 公の秩序又は善良の風俗に反する内容の広告をしないこと。
- 四 その他医療に関する適切な選択に関し必要な

基準として厚生労働省令で定める基準
〔助産師に関する広告事項〕

第6条の7 何人も、助産師の業務又は助産所に関して、文書その他いかなる方法によるを問わず、広告をする場合には、虚偽の広告をしてはならない。

2 前項に規定する場合には、医療を受ける者による医療に関する適切な選択を阻害することがないように、広告の内容及び方法が、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 他の助産所と比較して優良である旨の広告をしないこと。

二 誇大な広告をしないこと。

三 公の秩序又は善良の風俗に反する内容の広告をしないこと。

四 その他医療に関する適切な選択に関し必要な基準として厚生労働省令で定める基準

3 第1項に規定する場合において、次に掲げる事項以外の広告がされても医療を受ける者による医療に関する適切な選択が阻害されるおそれが少ない場合として厚生労働省令で定める場合を除いては、次に掲げる事項以外の広告をしてはならない。

一 助産師である旨

二 当該助産所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項並びに当該助産所の管理者の氏名

三 就業の日時又は予約による業務の実施の有無

四 入所施設の有無若しくはその定員、助産師その他の従業者の員数その他の当該助産所における施設、設備又は従業者に関する事項

五 当該助産所において業務に従事する助産師の氏名、年齢、役職、略歴その他の助産師に関する事項であつて医療を受ける者による医療に関する適切な選択に資するものとして厚生労働大臣が定めるもの

六 患者又はその家族からの医療に関する相談に応ずるための措置、医療の安全を確保するための措置、個人情報適正な取扱いを確保するための措置その他の当該助産所の管理又は運営に関する事項

七 第19条第1項に規定する嘱託する医師の氏名又は病院若しくは診療所の名称その他の当該助産所の業務に係る連携に関する事項

八 助産録に係る情報の提供その他の当該助産所における医療に関する情報の提供に関する事項

九 その他前各号に掲げる事項に準ずるものとして厚生労働大臣が定める事項

〔違反広告に対する措置〕

第6条の8 都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関する広告が第6条の5第1項から第3項まで又は前条の規定に違反しているおそれがあると認めるときは、当該広告をした者に対し、必要な報告を命じ、又は当該職員に、当該広告をした者の事務所に立ち入り、当該広告に関する文書その他の物件を検査させることができる。

2 都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関する広告が第6条の5第2項若しくは第3項又は前条第1項若しくは第3項の規定に違反していると認める場合には、当該広告をした者に対し、期限を定めて、当該広告を中止し、又はその内容を是正すべき旨を命ずることができる。

第3章 医療の安全の確保

第1節 医療の安全の確保のための措置

〔国・地方の責務〕

第6条の9 国並びに都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、医療の安全に関する情報の提供、研修の実施、意識の啓発その他の医療の安全の確保に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

〔管理者の責務〕

第6条の10 病院、診療所又は助産所(以下この章において「病院等」という。)の管理者は、医療事故(当該病院等に勤務する医療従事者が提供した医療に起因し、又は起因すると疑われる死亡又は死産であつて、当該管理者が当該死亡又は死産を予期しなかつたものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下この章において同じ。)が発生した場合には、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、当該医療事故の日時、場所及び状況その他厚生労働省令で定める事項を第6条の15第1項の医療事故調査・支援センターに報告しなければ

ばならない。

- 2 病院等の管理者は、前項の規定による報告をするに当たっては、あらかじめ、医療事故に係る死亡した者の遺族又は医療事故に係る死産した胎児の父母その他厚生労働省令で定める者(以下この章において単に「遺族」という。)に対し、厚生労働省令で定める事項を説明しなければならない。ただし、遺族がないとき、又は遺族の所在が不明であるときは、この限りでない。

〔医療事故発生時の調査〕

第6条の11 病院等の管理者は、医療事故が発生した場合には、厚生労働省令で定めるところにより、速やかにその原因を明らかにするために必要な調査(以下この章において「医療事故調査」という。)を行わなければならない。

- 5 病院等の管理者は、前項の規定による報告をするに当たっては、あらかじめ、遺族に対し、厚生労働省令で定める事項を説明しなければならない。ただし、遺族がないとき、又は遺族の所在が不明であるときは、この限りでない。

〔医療安全支援センター〕

第6条の13 都道府県、保健所を設置する市及び特別区(以下この条及び次条において「都道府県等」という。)は、第6条の9に規定する措置を講ずるため、次に掲げる事務を実施する施設(以下(医療安全支援センター」という。))を設けるよう努めなければならない。

- 一 患者又はその家族からの当該都道府県等の区域内に所在する病院等における医療に関する苦情に対応し、又は相談に応ずるとともに、当該患者若しくはその家族又は当該病院等の管理者に対し、必要に応じ、助言を行うこと。
- 二 当該都道府県等の区域内に所在する病院等の開設者若しくは管理者若しくは従業者又は患者若しくはその家族若しくは住民に対し、医療の安全の確保に関し必要な情報の提供を行うこと。
- 三 当該都道府県等の区域内に所在する病院等の管理者又は従業者に対し、医療の安全に関する研修を実施すること。

第2節 医療事故調査・支援センター

〔指定〕

第6条の15 厚生労働大臣は、医療事故調査を行うこと及び医療事故が発生した病院等の管理者が行

う医療事故調査への支援を行うことにより医療の安全の確保に資することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条に規定する業務を適切かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、医療事故調査・支援センターとして指定することができる。

〔事故調査〕

第6条の17 医療事故調査・支援センターは、医療事故が発生した病院等の管理者又は遺族から、当該医療事故について調査の依頼があつたときは、必要な調査を行うことができる。

- 5 医療事故調査・支援センターは、第1項の調査を終了したときは、その調査の結果を同項の管理者及び遺族に報告しなければならない。

第4章 病院、診療所及び助産所

〔開設等〕

第7条 病院を開設しようとするとき、医師法(昭和23年法律第201号)第16条の4第1項の規定による登録を受けた者(同法第7条の2第1項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者にあつては、同条第2項の規定による登録を受けた者に限る。以下「臨床研修等修了医師」という。)及び歯科医師法(昭和23年法律第202号)第16条の4第1項の規定による登録を受けた者(同法第7条の2第1項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者にあつては、同条第2項の規定による登録を受けた者に限る。以下「臨床研修等修了歯科医師」という。)でない者が診療所を開設しようとするとき、又は助産師(保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第15条の2第1項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者にあつては、同条第3項の規定による登録を受けた者に限る。以下この条、第8条及び第11条において同じ。)でない者が助産所を開設しようとするときは、開設地の都道府県知事(診療所又は助産所にあつては、その開設地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長。第8条から第9条まで、第12条、第15条、第18条、第24条、第24条の2、第27条及び第28条から第30条までの規定において同じ。)の許可を受けなければならない。

- 2 病院を開設した者が、病床数、次の各号に掲げ

る病床の種別(以下「病床の種別」という。)その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとするとき、又は臨床研修等修了医師及び臨床研修等修了歯科医師でない者で診療所を開設したもの若しくは助産師でない者で助産所を開設したものが、病床数その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとするときも、厚生労働省令で定める場合を除き、前項と同様とする。

一 精神病床(病院の病床のうち、精神疾患を有する者を入院させるためのものをいう。以下同じ。)

二 感染症病床(病院の病床のうち、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第2項に規定する一類感染症、同条第3項に規定する二類感染症(結核を除く。)、同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症及び同条第8項に規定する指定感染症(同法第44条の9の規定により同法第19条又は第20条の規定を準用するものに限る。)の患者(同法第8条(同法第44条の9において準用する場合を含む。))の規定により一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症又は指定感染症の患者とみなされる者を含む。)並びに同法第6条第9項に規定する新感染症の所見がある者を入院させるためのものをいう。以下同じ。)

三 結核病床(病院の病床のうち、結核の患者を入院させるためのものをいう。以下同じ。)

四 療養病床(病院又は診療所の病床のうち、前3号に掲げる病床以外の病床であつて、主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるためのものをいう。以下同じ。)

五 一般病床(病院又は診療所の病床のうち、前各号に掲げる病床以外のものをいう。以下同じ。)

3 診療所に病床を設けようとするとき、又は診療所の病床数、病床の種別その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとするときは、厚生労働省令で定める場合を除き、当該診療所の所在地の都道府県知事の許可を受けなければならない。

4 都道府県知事又は保健所を設置する市の市長若しくは特別区の区長は、前3項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る施設の構造設

備及びその有する人員が第21条及び第23条の規定に基づく厚生労働省令並びに第21条の規定に基づく都道府県の条例の定める要件に適合するときは、前3項の許可を与えなければならない。

7 営利を目的として、病院、診療所又は助産所を開設しようとする者に対しては、第4項の規定にかかわらず、第1項の許可を与えないことができる。

〔管理〕

第10条 病院(第3項の厚生労働省令で定める病院を除く。次項において同じ。)又は診療所の開設者は、その病院又は診療所が医業をなすものである場合は臨床研修等修了医師に、歯科医業をなすものである場合は臨床研修等修了歯科医師に、これを管理させなければならない。

2 病院又は診療所の開設者は、その病院又は診療所が、医業及び歯科医業を併せ行うものである場合は、それが、主として医業を行うものであるときは臨床研修等修了医師に、主として歯科医業を行うものであるときは臨床研修等修了歯科医師に、これを管理させなければならない。

3 医師の確保を特に図るべき区域における医療の確保のために必要な支援を行う病院その他の厚生労働省令で定める病院の開設者は、その病院が医業をなすものである場合又は医業及び歯科医業を併せ行うものであつて主として医業を行うものである場合は、臨床研修等修了医師であつて第5条の2第1項の認定を受けたものに、これを管理させなければならない。ただし、地域における医療の提供に影響を与える場合その他の厚生労働省令で定める場合は、臨床研修等修了医師であつて当該認定を受けていないものに、これを管理させることができる。

〔特定機能病院管理者の選任〕

第10条の2 特定機能病院の開設者は、前条の規定により管理させる場合は、厚生労働省令で定めるところにより、第16条の3第1項各号に掲げる事項の実施その他の特定機能病院の管理及び運営に関する業務の遂行に関し必要な能力及び経験を有する者を管理者として選任しなければならない。

2 前項の規定による特定機能病院の管理者の選任は、厚生労働省令で定めるところにより、特定機能病院の開設者と厚生労働省令で定める特別の関

係がある者以外の者を構成員に含む管理者となる者を選考するための合議体を設置し、その審査の結果を踏まえて行わなければならない。

〔助産所の管理者〕

第11条 助産所の開設者は、助産師に、これを管理させなければならない。

〔地域医療支援病院の業務報告〕

第12条の2 地域医療支援病院の開設者は、厚生労働省令の定めるところにより、業務に関する報告書を都道府県知事に提出しなければならない。

〔特定機能病院の業務報告〕

第12条の3 特定機能病院の開設者は、厚生労働省令の定めるところにより、業務に関する報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

〔臨床研究中核病院の業務報告〕

第12条の4 臨床研究中核病院の開設者は、厚生労働省令の定めるところにより、業務に関する報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

〔診療所の診療体制の確保〕

第13条 患者を入院させるための施設を有する診療所の管理者は、入院患者の病状が急変した場合においても適切な治療を提供することができるよう、当該診療所の医師が速やかに診療を行う体制を確保するよう努めるとともに、他の病院又は診療所との緊密な連携を確保しておかななければならない。

〔助産所の入所の制限〕

第14条 助産所の管理者は、同時に10人以上の妊婦、産婦又はじよく婦を入所させてはならない。ただし、他に入院させ、又は入所させるべき適当な施設がない場合において、臨時応急のため入所させるときは、この限りでない。

〔院内掲示〕

第14条の2 病院又は診療所の管理者は、厚生労働省令の定めるところにより、当該病院又は診療所に関し次に掲げる事項を当該病院又は診療所内に見やすいよう掲示しなければならない。

- 一 管理者の氏名
- 二 診療に従事する医師又は歯科医師の氏名
- 三 医師又は歯科医師の診療日及び診療時間
- 四 前3号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

2 助産所の管理者は、厚生労働省令の定めるところにより、当該助産所に関し次に掲げる事項を当

該助産所内に見やすいように掲示しなければならない。

- 一 管理者の氏名
- 二 業務に従事する助産師の氏名
- 三 助産師の就業の日時
- 四 前3号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

〔管理者の監督義務〕

第15条 病院又は診療所の管理者は、この法律に定める管理者の責務を果たせるよう、当該病院又は診療所に勤務する医師、歯科医師、薬剤師その他の従業者を監督し、その他当該病院又は診療所の管理及び運営につき、必要な注意をしなければならない。

2 助産所の管理者は、この法律に定める管理者の責務を果たせるよう、当該助産所に勤務する助産師その他の従業者を監督し、その他当該助産所の管理及び運営につき、必要な注意をしなければならない。

〔医師の宿直〕

第16条 医業を行う病院の管理者は、病院に医師を宿直させなければならない。

ただし、当該病院の医師が当該病院に隣接した場所に待機する場合その他当該病院の入院患者の病状が急変した場合においても当該病院の医師が速やかに診療を行う体制が確保されている場合として厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。

〔地域医療支援病院の管理者の義務〕

第16条の2 地域医療支援病院の管理者は、厚生労働省令の定めるところにより、次に掲げる事項を行わなければならない。

- 一 当該病院の建物の全部若しくは一部、設備、器械又は器具を、当該病院に勤務しない医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医事従事者の診療、研究又は研修のために利用させること。
- 二 救急医療を提供すること。
- 三 地域におけるかかりつけ医機能の確保のための研修その他の地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせること。
- 四 第22条第2号及び第3号に掲げる諸記録を体系的に管理すること。
- 五 当該地域医療支援病院に患者を紹介しようとする医師その他厚生労働省令で定める者から

22条第2号又は第3号に掲げる諸記録の閲覧を求められたときは、正当の理由がある場合を除き、当該諸記録のうち患者の秘密を害するおそれのないものとして厚生労働省令で定めるものを閲覧させること。

六 他の病院又は診療所から紹介された患者に対し、医療を提供すること。

2 地域医療支援病院の管理者は、居宅等における医療を提供する医療提供施設、介護保険法第8条第4項に規定する訪問看護を行う同法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者その他の居宅等における医療を提供する者(以下この項において「居宅等医療提供施設等」という。)における連携の緊密化のための支援、医療を受ける者又は地域の医療提供施設に対する居宅等医療提供施設等に関する情報の提供その他の居宅等医療提供施設等による居宅等における医療の提供の推進に関し必要な支援を行わなければならない。

〔特定機能病院の管理者の義務〕

第16条の3 特定機能病院の管理者は、厚生労働省令の定めるところにより、次に掲げる事項を行わなければならない。

- 一 高度の医療を提供すること。
- 二 高度の医療技術の開発及び評価を行うこと。
- 三 高度の医療に関する研修を行わせること。
- 四 医療の高度の安全を確保すること。
- 五 第22条の2第3号及び第4号に掲げる諸記録を体系的に管理すること。

六 当該特定機能病院に患者を紹介しようとする医師その他厚生労働省令で定める者から第22条の2第3号又は第4号に掲げる諸記録の閲覧を求められたときは、正当の理由がある場合を除き、当該諸記録のうち患者の秘密を害するおそれのないものとして厚生労働省令で定めるものを閲覧させること。

七 他の病院又は診療所から紹介された患者に対し、医療を提供すること。

〔臨床研究中核病院の管理者の義務〕

第16条の4 臨床研究中核病院の管理者は、厚生労働省令の定めるところにより、次に掲げる事項を行わなければならない。

- 一 特定臨床研究に関する計画を立案し、及び実施すること。

二 他の病院又は診療所と共同して特定臨床研究を実施する場合にあつては、特定臨床研究の実施の主導的な役割を果たすこと。

三 他の病院又は診療所に対し、特定臨床研究の実施に関する相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うこと。

四 特定臨床研究に関する研修を行うこと。

五 第22条の3第3号及び第4号に掲げる諸記録を体系的に管理すること。

〔専属薬剤師〕

第18条 病院又は診療所にあつては、その開設者は、厚生労働省令で定める基準に従い都道府県(診療所にあつては、その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市又は特別区)の条例の定めるところにより、専属の薬剤師を置かなければならない。ただし、病院又は診療所所在地の都道府県知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

〔助産所の嘱託医師・医療機関〕

第19条 助産所の開設者は、厚生労働省令で定めるところにより、嘱託する医師及び病院又は診療所を定めておかなければならない。

2 出張のみによつてその業務に従事する助産師は、妊婦等の助産を行うことを約するときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該妊婦等の異常に対応する病院又は診療所を定めなければならない。

〔病院等の清潔保持と構造設備の安全〕

第20条 病院、診療所又は助産所は、清潔を保持するものとし、その構造設備は、衛生上、防火上及び保安上安全と認められるようなものでなければならない。

〔病院等の人員・施設の基準等〕

第21条 病院は、厚生労働省令(第1号に掲げる従業者(医師及び歯科医師を除く。))及び第12号に掲げる施設にあつては、都道府県の条例)の定めるところにより、次に掲げる人員及び施設を有し、かつ、記録を備えて置かなければならない。

- 一 当該病院の有する病床の種別に応じ、厚生労働省令で定める員数の医師及び歯科医師のほか、都道府県の条例で定める員数の看護師その他の従業者
- 二 各科専門の診察室

- 三 手術室
 - 四 処置室
 - 五 臨床検査施設
 - 六 エックス線装置
 - 七 調剤所
 - 八 給食施設
 - 九 診療に関する諸記録
 - 十 診療科名中に産婦人科又は産科を有する病院にあつては、分べん室及び新生児の入浴施設
 - 十一 療養病床を有する病院にあつては、機能訓練室
 - 十二 その他都道府県の条例で定める施設
- 2 診療病床を有する診療所は、厚生労働省令(第1号に掲げる従業者(医師及び歯科医師を除く。))及び第3号に掲げる施設にあつては都道府県の条例)の定めるところにより、次に掲げる人員及び施設を有しなければならない。
- 一 厚生労働省令で定める員数の医師及び歯科医師のほか、都道府県の条例で定める員数の看護師及び看護の補助その他の業務の従業者
 - 二 機能訓練室
 - 三 その他都道府県の条例で定める施設
- 3 都道府県が前2項の条例を定めるに当たつては、病院及び療養病床を有する診療所の従業者及びその員数(厚生労働省令で定めるものに限る。)については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。
- 〔地域医療支援病院の法定施設〕
- 第22条** 地域医療支援病院は、前条第1項(第9号を除く。)に定めるもののほか、厚生労働省令の定めるところにより、次に掲げる施設を有し、かつ、記録を備えて置かなければならない。
- 一 集中治療室
 - 二 診療に関する諸記録
 - 三 病院の管理及び運営に関する諸記録
 - 四 化学、細菌及び病理の検査施設
 - 五 病理解剖室
 - 六 研究室
 - 七 講義室
 - 八 図書室
 - 九 その他厚生労働省令で定める施設
- 〔特定機能病院の人員・施設等〕

- 第22条の2** 特定機能病院は、第21条第1項(第1号及び第9号を除く。)に定めるもののほか、厚生労働省令の定めるところにより、次に掲げる人員及び施設を有し、かつ、記録を備えて置かなければならない。
- 一 厚生労働省令で定める員数の医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の従業者
 - 二 集中治療室
 - 三 診療に関する諸記録
 - 四 病院の管理及び運営に関する諸記録
 - 五 前条第4号から第8号までに掲げる施設
 - 六 その他厚生労働省令で定める施設
- 〔臨床研究中核病院の人員・施設等〕
- 第22条の3** 臨床研究中核病院は、第21条第1項(第1号及び第9号を除く。)に定めるもののほか、厚生労働省令の定めるところにより、次に掲げる人員及び施設を有し、かつ、記録を備えて置かなければならない。
- 一 厚生労働省令で定める員数の臨床研究に携わる医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の従業者
 - 二 集中治療室
 - 三 診療及び臨床研究に関する諸記録
 - 四 病院の管理及び運営に関する諸記録
 - 五 第22条第4号から第8号までに掲げる施設
 - 六 その他厚生労働省令で定める施設
- 〔施設の人員の増員又は業務の停止命令〕
- 第23条の2** 都道府県知事は、病院又は療養病床を有する診療所について、その人員の配置が、第21条第1項(第1号に係る部分に限る。)又は第2項(第1号に係る部分に限る。)の規定に基づく厚生労働省令又は都道府県の条例で定める基準に照らして著しく不十分であり、かつ、適正な医療の提供に著しい支障が生ずる場合として厚生労働省令で定める場合に該当するときは、その開設者に対し、期限を定めて、その人員の増員を命じ、又は期間を定めて、その業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
- 〔医療監視員〕
- 第26条** 第25条第1項及び第3項に規定する当該職員の職権を行わせるため、厚生労働大臣、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、厚生労働省令、都道府県、保健所を設置する

る市又は特別区の職員のうちから、医療監視員を

命ずるものとする。

医療法施行令(昭和23年10月27日 政令第326号)【抄】

(広告をすることができる診療科名)

第3条の2 法第6条の6第1項に規定する政令で定める診療科名は、次のとおりとする。

一 医業については、次に掲げるとおりとする。

イ 内科

ロ 外科

ハ 内科又は外科と次に定める事項とを厚生労働省令で定めるところにより組み合わせた名称(医学的知見及び社会通念に照らし不合理な組み合わせとなるものとして厚生労働省令で定めるものを除く。)

(1) 頭頸部、胸部、腹部、呼吸器、消化器、循環器、気管食道、肛門、血管、心臓血管、腎臓、脳神経、神経、血液、乳腺、内分泌若しくは代謝又はこれらを構成する人体の部位、器官、臓器若しくは組織若しくはこれら人体の器官、臓器若しくは組織の果たす機能の一部であつて、厚生労働省令で定めるもの

(2) 男性、女性、小児若しくは老人又は患者の性別若しくは年齢を示す名称であつて、これらに類するものとして厚生労働省令で定めるもの

(3) 整形、形成、美容、心療、薬物療法、透析、移植、光学医療、生殖医療若しくは疼痛緩和又はこれらの分野に属する医学的処置のうち、医学的知見及び社会通念に照らし特定の領域を表す用語として厚生労働省令で定めるもの

(4) 感染症、腫瘍、糖尿病若しくはアレルギー疾患又はこれらの疾病若しくは病態に分類される特定の疾病若しくは病態であつて、厚生労働省令で定めるもの

ニ イからハまでに掲げる診療科名のほか、次に

掲げるもの

(1) 精神科、アレルギー科、リウマチ科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、病理診断科、臨床検査科又は救急科

(2) (1)に掲げる診療科名とハ(1)から(4)までに定める事項とを厚生労働省令で定めるところにより組み合わせた名称(医学的知見及び社会通念に照らし不合理な組み合わせとなるものとして厚生労働省令で定めるものを除く。)

二 歯科医業については、次に掲げるとおりとする。

イ 歯科

ロ 歯科と次に定める事項とを厚生労働省令で定めるところにより組み合わせた名称(歯科医学的知見及び社会通念に照らし不合理な組み合わせとなるものとして厚生労働省令で定めるものを除く。)

(1) 小児又は患者の年齢を示す名称であつて、これに類するものとして厚生労働省令で定めるもの

(2) 矯正若しくは口腔外科又はこれらの分野に属する歯科医学的処置のうち、歯科医学的知見及び社会通念に照らし特定の領域を表す用語として厚生労働省令で定めるもの

2 前項第1号ニ(1)に掲げる診療科名のうち、次の各号に掲げるものについては、それぞれ当該各号に掲げる診療科名に代えることができる。

一 産婦人科 産科又は婦人科

二 放射線科 放射線診断科又は放射線治療科

医療法施行規則(昭和23年11月5日 厚生省令第50号)【抄】

第2章 病院、診療所及び助産所の管理

[管理者の遵守すべき事項]

第10条 病院、診療所又は助産所の管理者は、患者、

妊婦、産婦又はじよく婦を入院させ、又は入所させるに当たり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、第1号から第4号までに掲げる事項については、臨時応急のため入院さ

せ、又は入所させるときは、この限りでなく、また、第4号に掲げる事項については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第36条の2第1項の規定による通知（同項第1号に掲げる措置をその内容に含むものに限る。）又は同法第36条の3第1項に規定する医療措置協定（同号に掲げる措置をその内容に含むものに限る。）に基づく措置を実施するときは、この限りでない。

- 一 病室又は妊婦、産婦若しくはじよく婦を入所させる室（以下「入所室」という。）には定員を超えて患者、妊婦、産婦又はじよく婦を入院させ、又は入所させないこと。
- 二 病室又は入所室でない場所に患者、妊婦、産婦又はじよく婦を入院させ、又は入所させないこと。
- 三 精神疾患を有する者であつて、当該精神疾患に対し入院治療が必要なもの（身体疾患を有する者であつて、当該身体疾患に対し精神病室以外の病室で入院治療を受けることが必要なものを除く。）を入院させる場合には、精神病室に入院させること。
- 四 感染症患者を感染症病室でない病室に入院させないこと。
- 五 同室に入院させることにより病毒感染の危険のある患者を他の種の患者と同室に入院させないこと。
- 六 病毒感染の危険のある患者を入院させた室は消毒した後でなければこれに他の患者を入院させないこと。
- 七 病毒感染の危険ある患者の用に供した被服、寝具、食器等で病毒に汚染し又は汚染の疑あるものは、消毒した後でなければこれを他の患者の用に供しないこと。

〔嘱託医師等〕

第15条の2 分娩を取り扱う助産所の開設者は、分娩時等の異常に対応するため、法第19条の規定に基づき、病院又は診療所において産科又は産婦人科を担当する医師を嘱託医師として定めておかなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、助産所の開設者が、診療科名中に産科又は産婦人科を有する病院又は診療所に対して、当該病院又は診療所において産

科又は産婦人科を担当する医師のいずれかが前項の対応を行うことを嘱託した場合には、嘱託医師を定めたものとみなすことができる。

3 助産所の開設者は、嘱託医師による第1項の対応が困難な場合のため、診療科名中に産科又は産婦人科及び小児科を有し、かつ、新生児への診療を行うことができる病院又は診療所（患者を入院させるための施設を有するものに限る。）を嘱託する病院又は診療所として定めておかなければならない。

第15条の3 出張のみによつてその業務に従事する助産師は、妊婦等の助産を行うことを約するときは、法第19条第2項の規定により、診療科名中に産科又は産婦人科及び小児科を有し、かつ、新生児への診療を行うことができる病院又は診療所（患者を入院させるための施設を有するものに限る。）を当該妊婦等の異常に対応する病院又は診療所として定めておかなければならない。

第3章 病院、診療所及び助産所の構造設備

〔病院の従業者員数の標準〕

第19条 法第21条第1項第1号の規定による病院に置くべき医師、歯科医師員数の標準は、次のとおりとする。

一 医師 精神病床及び療養病床に係る病室の入院患者の数を3をもつて除した数と、精神病床及び療養病床に係る病室以外の病室の入院患者（歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の入院患者を除く。）の数と外来患者（歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の外来患者を除く。）の数を2.5（精神科、耳鼻咽喉科又は眼科については、5）をもつて除した数との和（以下この号において「特定数」という。）が52までは3とし、特定数が52を超える場合には当該特定数から52を減じた数を16で除した数に3を加えた数

二 歯科医師

イ 歯科医業についての診療科名のみを診療科名とする病院にあつては、入院患者の数が52までは3とし、それ以上16又はその端数を増すごとに1を加え、さらに外来患者についての病院の実状に応じて必要と認められる数を加えた数

ロ イ以外の病院のあつては、歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科^{くわう}の入院患者の数が16までは1とし、それ以上16又はその端数を増すごとに1を加え、さらに歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科^{くわう}の外来患者についての病院の実状に応じて必要と認められる数を加えた数

2 法第21条第3項の厚生労働省令で定める基準（病院の従業者及びその員数に係るものに限る。次項において同じ。）であつて、都道府県が条例を定めるに当たつて従うべきものは、次のとおりとする。

- 一 薬剤師 精神病床及び療養病床に係る病室の入院患者の数を150をもつて除した数と、精神病床及び療養病床に係る病室以外の病室の入院患者の数を70をもつて除した数と外来患者に係る取扱処方せん^{くわう}の数を75をもつて除した数とを加えた数（その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じたときは、その端数は1として計算する。）
- 二 看護師及び准看護師 療養病床、精神病床及び結核病床に係る病室の入院患者の数を4をもつて除した数と、感染症病床及び一般病床に係る病室の入院患者（入院している新生児を含む。）の数を3をもつて除した数とを加えた数（その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じたときは、その端数は1として計算する。）に、外来患者の数が30又はその端数を増すごとに1を加えた数。ただし、産婦人科又は産科においてはそのうちの適当数を助産師とするものとし、また、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科においてはそのうちの適当数を歯科衛生士とすることができる。
- 三 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が4又はその端数を増すごとに1
- 四 栄養士又は管理栄養士 病床数100以上の病院にあつては、1

5 第1項の入院患者、外来患者及び取扱処方せん^{くわう}の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規開設又は再開の場合は、推定数による。

〔病院の施設及び記録〕

第20条 法第21条第1項第2号から第6号まで、第8号、第9号及び第11号の規定による施設及び記

録は、次の各号による。

- 一 各科専門の診察室については、1人の医師が同時に2以上の診療科の診療に当たる場合その他特別の事情がある場合には、同一の室を使用することができる。
- 二 手術室は、診療科名中に外科、整形外科、形成外科、美容外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、小児外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、産科、婦人科、眼科及び耳鼻いんこう科の1を有する病院又は歯科医業についての診療科名のみを診療科名とする病院においてはこれを有しなければならない。
- 三 手術室は、なるべく準備室を附設しじんあいの入らないようにし、その内壁全部を不浸透質のもので覆い、適当な暖房及び照明の設備を有し、清潔な手洗いの設備を附属して有しなければならない。
- 四 処置室は、なるべく診療科ごとにこれを設けることとする。ただし、場合により2以上の診療科についてこれを兼用し、又は診療室と兼用することができる。
- 五 臨床検査施設は、^{かくたん}喀痰、血液、尿、ふん便等について通常行われる臨床検査のできるものでなければならない。
- 六 前号の規定にかかわらず、衛生検査施設は、法第15条の3第1項の規定により検体検査の業務を委託する場合にあつては、当該検査に係る設備を設けないことができる。
- 七 エックス線装置は、内科、心療内科、リウマチ科、小児科、外科、整形外科、形成外科、美容外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、小児外科、皮膚泌尿器科、泌尿器科、リハビリテーション科及び放射線科の1を有する病院又は歯科医業についての診療科名のみを診療科名とする病院には、これを設けなければならない。
- 八 給食施設は入院患者のすべてに給食することのできる施設とし、調理室の床は耐水材料をもつて洗浄及び排水又は清掃に便利な構造とし、食器の消毒設備を設けなければならない。
- 九 前号の規定にかかわらず、給食施設は、法第15条の3第1項の規定により調理業務又は洗浄業務を委託する場合にあつては、当該業務に係

る設備を設けないことができる。

十 診療に関する諸記録は、過去2年間の病院日誌、各科診療日誌、処方せん、手術記録、看護記録、検査所見記録、エックス線写真、入院患者及び外来患者の数を明らかにする帳簿並びに入院診療計画書とする。

十一 療養病床を有する病院の1以上の機能訓練室は、内法による測定で40平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えなければならない。

第21条 法第21条第3項の厚生労働省令で定める基準(病院の施設及びその構造設備に係るものに限る。)であつて、都道府県が条例を定めるに当たつて参酌すべきものは、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める構造設備を有することとする。

一 消毒施設及び洗濯施設(法第15条の3第2項の規定により繊維製品の滅菌消毒の業務又は寝

具類の洗濯の業務を委託する場合における当該業務に係る設備を除く。) 蒸気、ガス若しくは薬品を用い又はその他の方法により入院患者及び職員の被服、寝具等の消毒を行うことができるものでなければならないこと(消毒施設を有する病院に限る。))。

二 談話室(療養病床を有する病院に限る。) 療養病床の入院患者同士や入院患者とその家族が談話を楽しめる広さを有しなければならないこと。

三 食堂(療養病床を有する病院に限る。) 内法による測定で、療養病床の入院患者1人につき1平方メートル以上の広さを有しなければならないこと。

四 浴室(療養病床を有する病院に限る。) 身体の不自由な者が入浴するのに適したものでなければならないこと。

厚生労働省設置法

(平成11年7月16日 法律第97号)【抄】(審議会関係分。各文中の法律番号は略)

(設置)

第6条 本省に、次の審議会等を置く。

社会保障審議会
厚生科学審議会
労働政策審議会
医道審議会
薬事審議会

(厚生科学審議会)

第8条 厚生科学審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 厚生労働大臣の諮問に応じて次に掲げる重要事項を調査審議すること。

イ 疾病の予防及び治療に関する研究その他所掌事務に関する科学技術に関する重要事項

ロ 公衆衛生に関する重要事項

二 前号ロに掲げる重要事項に関し、厚生労働大臣又は関係行政機関に意見を述べること。

三 厚生労働大臣又は文部科学大臣の諮問に応じて保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師の学校又は養

成所若しくは養成施設の指定又は認定に関する重要事項を調査審議すること。

四 再生医療等の安全性の確保等に関する法律、臨床研究法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、予防接種法、検疫法、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律、難病の患者に対する医療等に関する法律及び食品衛生法の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

2 前項に定めるもののほか、厚生科学審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他厚生科学審議会に関し必要な事項については、政令で定める。

(医道審議会)

第10条 医道審議会は、医療法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、理学療法士及び作業療法士法、看護師等の人材確保の促進に関する法律、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律、柔道整復師法、薬剤師法、死体解剖保存法及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定によりその権限に属させられた事

項を処理する。

2 前項に定めるもののほか、医道審議会の組織、

所掌事務及び委員その他の職員その他医道審議会
に関し必要な事項については、政令で定める。

医師法(昭和23年7月30日 法律第201号)【抄】

第1章 総則

〔医師の任務〕

第1条 医師は、医療及び保健指導を掌ることによつて公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もつて国民の健康な生活を確保するものとする。

第5章 業務

〔医師でない者の医業の禁止〕

第17条 医師でなければ、医業をなしてはならない。

〔共用試験合格者の特例〕

第17条の2 大学において医学を専攻する学生であつて、共用試験に合格したものは、前条の規定にかかわらず、当該大学が行う臨床実習において、医師の指導監督の下に、医師として具有すべき知識及び技能の修得のために医業(政令で定めるものを除く。次条において同じ。)をすることができる。

〔共用試験合格者の秘密を守る義務〕

第17条の3 前条の規定により医業をする者は、正当な理由がある場合を除き、その業務上知り得た人の秘密を他に漏らしてはならない。同条の規定により医業をする者でなくなつた後においても、同様とする。

〔名称の使用制限〕

第18条 医師でなければ、医師又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

〔診察治療の義務等〕

第19条 診療に従事する医師は、診察治療の求があつた場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。

2 診察若しくは検案をし、又は出産に立ち会つた医師は、診断書若しくは検案書又は出生証明書若しくは死産証書の交付の求があつた場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。

〔無診察治療等の禁止〕

第20条 医師は、自ら診察しないで治療をし、若しくは診断書若しくは処方せんを交付し、自ら出産

に立ち会わないで出生証明書若しくは死産証書を交付し、又は自ら検案をしないで検案書を交付してはならない。但し、診療中の患者が受診後24時間以内に死亡した場合に交付する死亡診断書については、この限りでない。

〔異状死体等の届出義務〕

第21条 医師は、死体又は妊娠4月以上の死産児を検案して異状があると認めたときは、24時間以内に所轄警察署に届け出なければならない。

〔処方箋交付義務〕

第22条 医師は、患者に対し治療上薬剤を調剤して投与する必要があると認めた場合には、患者又は現にその看護に当たつている者に対して処方箋を交付しなければならない。ただし、患者又は現にその看護に当たつている者が処方箋の交付を必要としない旨を申し出た場合及び次の各号のいずれかに該当する場合においては、この限りでない。

- 一 暗示的効果を期待する場合において、処方箋を交付することがその目的の達成を妨げるおそれがある場合
- 二 処方箋を交付することが診療又は疾病の予後について患者に不安を与え、その疾病の治療を困難にするおそれがある場合
- 三 病状の短時間ごとの変化に即応して薬剤を投与する場合
- 四 診断又は治療方法の決定していない場合
- 五 治療上必要な応急の措置として薬剤を投与する場合
- 六 安静を要する患者以外に薬剤の交付を受けることができる者がいない場合
- 七 覚醒剤を投与する場合
- 八 薬剤師が乗り組んでいない船舶内において薬剤を投与する場合

2 医師は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第64号)第12条の2第1項の規定により処方箋を提供した場合【電磁的方法により支払基金などに提供すると、そこから患者や薬局に対し内容が提供される】は、

前項の患者又は現にその看護に当たっている者に対して処方箋を交付したものとみなす。

〔保健指導を行う義務〕

第23条 医師は、診療をしたときは、本人又はその保護者に対し、療養の方法その他保健の向上に必要な事項の指導をしなければならない。

〔診療録の記載及び保存〕

第24条 医師は、診療をしたときは、遅滞なく診療に関する事項を診療録に記載しなければならない。

2 前項の診療録であつて、病院又は診療所に勤務する医師のした診療に関するものは、その病院又は診療所の管理者において、その他の診療に関する

ものは、その医師において、5年間これを保存しなければならない。

〔医療等に関する指示〕

第24条の2 厚生労働大臣は、公衆衛生上重大な危害を生ずる虞がある場合において、その危害を防止するため特に必要があると認めるときは、医師に対して、医療又は保健指導に関し必要な指示をすることができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による指示をするに当つては、あらかじめ、医道審議会の意見を聴かなければならない。

歯科医師法(昭和23年7月30日 法律第202号)【抄】

第1章 総則

〔歯科医師の任務〕

第1条 歯科医師は、歯科医療及び保健指導を掌ることによつて、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もつて国民の健康な生活を確保するものとする。

第4章 業務

〔歯科医師でない者の歯科医業の禁止〕

第17条 歯科医師でなければ、歯科医業をなしてはならない。

〔共用試験合格者の特例〕

第17条の2 大学において歯学を専攻する学生であつて、当該学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験として厚生労働省令で定めるものに合格したものは、前条の規定にかかわらず、当該大学が行う臨床実習において、歯科医師の指導監督の下に、歯科医師として具有すべき知識及び技能の修得のために歯科医業(政令で定めるものを除く。次条において同じ。)をす

ることができる。

2 厚生労働大臣は、前項の厚生労働省令の制定又は改正の立案をしようとするときは、医道審議会の意見を聴かなければならない。

〔共用試験合格者の秘密を守る義務〕

第17条の3 前条第1項の規定により歯科医業をする者は、正当な理由がある場合を除き、その業務上知り得た人の秘密を他に漏らしてはならない。同項の規定により歯科医業をする者でなくなつた後においても、同様とする。

〔名称の使用制限〕

第18条 歯科医師でなければ、歯科医師又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

〔診察治療の義務等〕

第19条 診療に従事する歯科医師は、診察治療の求があつた場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。

2 診療をなした歯科医師は、診断書の交付の求があつた場合は、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。

薬剤師法(昭和35年8月10日 法律第146号)【抄】

第1章 総則

(薬剤師の任務)

第1条 薬剤師は、調剤、医薬品の供給その他薬事

衛生をつかさどることによつて、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もつて国民の健康な生活を確保するものとする。

第4章 業務

(調剤)

第19条 薬剤師でない者は、販売又は授与の目的で調剤してはならない。ただし、医師若しくは歯科医師が次に掲げる場合において自己の処方箋により自ら調剤するとき、又は獣医師が自己の処方箋により自ら調剤するときは、この限りでない。

- 一 患者又は現にその看護に当たっている者が特にその医師又は歯科医師から薬剤の交付を受けることを希望する旨を申し出た場合
- 二 医師法(昭和23年法律第201号)第22条第1項各号の場合又は歯科医師法(昭和23年法律第202号)第21条第1項各号の場合

(名称の使用制限)

第20条 薬剤師でなければ、薬剤師又はこれにまぎらわしい名称を用いてはならない。

(調剤の求めに応ずる義務)

第21条 調剤に従事する薬剤師は、調剤の求めがあった場合には、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(調剤の場所)

第22条 薬剤師は、医療を受ける者の居宅等(居宅その他の厚生労働省令で定める場所をいう。)において医師又は歯科医師が交付した処方せんにより、当該居宅等において調剤の業務のうち厚生労働省令で定めるものを行う場合を除き薬局以外の場所で、販売又は授与の目的で調剤してはならない。

(処方せんによる調剤)

第23条 薬剤師は、医師、歯科医師又は獣医師の処方せんによらなければ、販売又は授与の目的で調剤してはならない。

- 2 薬剤師は、処方せんに記載された医薬品につき、その処方せんを交付した医師、歯科医師又は獣医師の同意を得た場合を除くほか、これを変更して調剤してはならない。

(処方せん中の疑義)

第24条 薬剤師は、処方せん中に疑わしい点があるときは、その処方せんを交付した医師、歯科医師又は獣医師に問い合わせ、その疑わしい点を確認した後でなければ、これによつて調剤してはならない。

(調剤された薬剤の表示)

第25条 薬剤師は、販売又は授与の目的で調剤した薬剤の容器又は被包に、処方せんに記載された患者の氏名、用法、用量その他厚生労働省令で定める事項を記載しなければならない。

(情報の提供及び指導)

第25条の2 薬剤師は調剤した薬剤の適正な使用のため、販売又は授与の目的で調剤したときは、患者又は現にその看護に当たっている者に対し、必要な情報を提供し、及び必要な薬学的知見に基づく指導を行わなければならない。

- 2 薬剤師は、前項に定める場合のほか、調剤した薬剤の適正な使用のため必要があると認める場合には、患者の当該薬剤の使用の状況を継続的かつ的確に把握するとともに、患者又は現にその看護に当たっている者に対し、必要な情報を提供し、及び必要な薬学的知見に基づく指導を行わなければならない。

(処方せんの保存)

第27条 薬局開設者は、当該薬局で調剤済みとなつた処方せんを、調剤済みとなつた日から3年間、保存しなければならない。

(調剤録)

第28条 薬局開設者は、薬局に調剤録を備えなければならない。

- 2 薬剤師は、薬局で調剤したときは、厚生労働省令で定めるところにより、調剤録に厚生労働省令で定める事項を記入しなければならない。
- 3 薬局開設者は、第1項の調剤録を、最終の記入の日から3年間、保存しなければならない。

診療放射線技師法(昭和26年6月11日 法律第226号)【抄】

第1章 総則

(定義)

第2条 この法律で「放射線」とは、次に掲げる電

磁波又は粒子線をいう。

- 一 アルファ線及びベータ線
- 二 ガンマ線
- 三 100万電子ボルト以上のエネルギーを有する

電子線

四 エックス線

五 その他政令で定める電磁波又は粒子線

- 2 この法律で「診療放射線技師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、医師又は歯科医師の指示の下に、放射線の人体に対する照射(撮影を含み、照射機器を人体内に挿入して行うものを除く。以下同じ。)をすることを業とする者をいう。

第4章 業務等

(禁止行為)

第24条 医師、歯科医師又は診療放射線技師でなければ、第2条第2項に規定する業をしてはならない。

(画像診断装置を用いた検査等の業務)

第24条の2 診療放射線技師は、第2条第2項に規定する業務のほか、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第31条第1項及び第32条の規定にかかわらず、診療の補助として、次に掲げる行為を行うことを業とすることができる。

- 一 磁気共鳴画像診断装置、超音波診断装置その他の画像による診断を行うための装置であつて政令で定めるものを用いた検査(医師又は歯科医師の指示の下に行うものに限る。)を行うこと。
- 二 第2条第2項に規定する業務又は前号に規定する検査に関連する行為として厚生労働省令で定めるもの(医師又は歯科医師の具体的な指示を受けて行うものに限る。)を行うこと。

(名称の禁止)

第25条 診療放射線技師でなければ、診療放射線技師という名称又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

(業務上の制限)

第26条 診療放射線技師は、医師又は歯科医師の具体的な指示を受けなければ、放射線の人体に対する照射をしてはならない。

2 診療放射線技師は、病院又は診療所以外の場合

においてその業務を行つてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 医師又は歯科医師が診察した患者について、その医師又は歯科医師の指示を受け、出張して100万電子ボルト未満のエネルギーを有するエックス線を照射するとき。
- 二 多数の者の健康診断を一時に行う場合において、胸部エックス線検査(コンピュータ断層撮影装置を用いた検査を除く。)その他の厚生労働省令で定める検査のため100万電子ボルト未満のエネルギーを有するエックス線を照射するとき。
- 三 多数の者の健康診断を一時に行う場合において、医師又は歯科医師の立会いの下に100万電子ボルト未満のエネルギーを有するエックス線を照射するとき(前号に掲げる場合を除く。)
- 四 医師又は歯科医師が診察した患者について、その医師又は歯科医師の指示を受け、出張して超音波診断装置その他の画像による診断を行うための装置であつて厚生労働省令で定めるものを用いた検査を行うとき。

(他の医療関係者との連携)

第27条 診療放射線技師は、その業務を行うに当たっては、医師その他の医療関係者との緊密な連携を図り、適正な医療の確保に努めなければならない。

(照射録)

第28条 診療放射線技師は、放射線の人体に対する照射をしたときは、遅滞なく厚生労働省令で定める事項を記載した照射録を作成し、その照射について指示をした医師又は歯科医師の署名を受けなければならない。

(秘密を守る義務)

第29条 診療放射線技師は、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。診療放射線技師でなくなつた後においても、同様とする。

臨床検査技師等に関する法律(昭和33年4月23日 法律第76号)【抄】

第1章 総則

(定義)

第2条 この法律で「臨床検査技師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、臨床検査技師の名称を用いて、医師又は歯科医師の指示の下に、人体から

排出され、又は採取された検体の検査として厚生労働省令で定めるもの（以下「検体検査」という。）及び厚生労働省令で定める生理学的検査を行うことを業とする者をいう。

第4章 業務等

（信用失墜行為の禁止）

第18条 臨床検査技師は、臨床検査技師の信用を傷つけるような行為をしてはならない。

（秘密を守る義務）

第19条 臨床検査技師は、正当な理由がなく、その業務上取り扱ったことについて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。臨床検査技師でなくなった後においても、同様とする。

（名称の使用禁止）

第20条 臨床検査技師でない者は、臨床検査技師と

いう名称又はこれに紛らわしい名称を使用してはならない。

（保健師助産師看護師法との関係）

第20条の2 臨床検査技師は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第31条第1項及び第32条の規定にかかわらず、診療の補助として、次に掲げる行為（第1号、第2号及び第4号に掲げる行為にあつては、医師又は歯科医師の具体的な指示を受けて行うものに限る。）を行うことを業とすることができる。

- 一 採血を行うこと。
- 二 検体採取を行うこと。
- 三 第2条の厚生労働省令で定める生理学的検査を行うこと。
- 四 前3号に掲げる行為に関連する行為として厚生労働省令で定めるものを行うこと。

理学療法士及び作業療法士法（昭和40年6月29日 法律第137号）【抄】

第1章 総則

（定義）

第2条 この法律で「理学療法」とは、身体に障害のある者に対し、主としてその基本的動作能力の回復を図るため、治療体操その他の運動を行なわせ、及び電気刺激、マッサージ、温熱その他の物理的手段を加えることをいう。

2 この法律で「作業療法」とは、身体又は精神に障害のある者に対し、主としてその応用的動作能力又は社会的適応能力の回復を図るため、手芸、工作その他の作業を行なわせることをいう。

3 この法律で「理学療法士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、理学療法士の名称を用いて、医師の指示の下に、理学療法を行なうことを業とする者をいう。

4 この法律で「作業療法士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、作業療法士の名称を用いて、医師の指示の下に、作業療法を行なうことを業とする者をいう。

第4章 業務等

（業務）

第15条 理学療法士又は作業療法士は、保健師助産

師看護師法（昭和23年法律第203号）第31条第1項及び第32条の規定にかかわらず、診療の補助として理学療法又は作業療法を行なうことを業とすることができる。

- 2 理学療法士が、病院若しくは診療所において、又は医師の具体的な指示を受けて、理学療法として行なうマッサージについては、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第1条の規定は、適用しない。
- 3 前2項の規定は、第7条第1項の規定により理学療法士又は作業療法士の名称の使用の停止を命ぜられている者については、適用しない。

（秘密を守る義務）

第16条 理学療法士又は作業療法士は、正当な理由がある場合を除き、その業務上知り得た人の秘密を他に漏らしてはならない。理学療法士又は作業療法士でなくなった後においても、同様とする。

（名称の使用制限）

第17条 理学療法士でない者は、理学療法士という名称又は機能療法士その他理学療法士にまぎらわしい名称を使用してはならない。

- 2 作業療法士でない者は、作業療法士という名称又は職能療法士その他作業療法士にまぎらわしい名称を使用してはならない。

視能訓練士法(昭和46年5月20日 法律第64号)【抄】

第1章 総則

(定義)

第2条 この法律で「視能訓練士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、視能訓練士の名称を用いて、医師の指示の下に、両眼視機能に障害のある者に対するその両眼視機能の回復のための矯正訓練及びこれに必要な検査を行なうことを業とする者をいう。

第4章 業務等

(業務)

第17条 視能訓練士は、第2条に規定する業務のほか、視能訓練士の名称を用いて、医師の指示の下に、眼科に係る検査(人体に影響を及ぼす程度が高い検査として厚生労働省令で定めるものを除く。次項において「眼科検査」という。)を行うことを業とすることができる。

2 視能訓練士は、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第31条第1項及び第32条の規定にかかわらず、診療の補助として両眼視機能の回復のための矯正訓練及びこれに必要な検査並びに眼

科検査を行うことを業とすることができる。

3 前項の規定は、第8条第1項の規定により視能訓練士の名称の使用の停止を命ぜられている者については、適用しない。

(特定行為の制限)

第18条 視能訓練士は、医師の具体的な指示を受けなければ、厚生労働省令で定める矯正訓練又は検査を行なってはならない。

(他の医療関係者との連携)

第18条の2 視能訓練士は、その業務を行うに当たっては、医師その他の医療関係者との緊密な連携を図り、適正な医療の確保に努めなければならない。

(秘密を守る義務)

第19条 視能訓練士は、正当な理由がある場合を除き、その業務上知り得た人の秘密を他に漏らしてはならない。視能訓練士でなくなった後においても、同様とする。

(名称の使用制限)

第20条 視能訓練士でない者は、視能訓練士という名称又はこれに紛らわしい名称を使用してはならない。

言語聴覚士法(平成9年12月19日 法律第132号)【抄】

第1章 総則

(定義)

第2条 この法律で「言語聴覚士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、言語聴覚士の名称を用いて、音声機能、言語機能又は聴覚に障害のある者についてその機能の維持向上を図るため、言語訓練その他の訓練、これに必要な検査及び助言、指導その他の援助を行うことを業とする者をいう。

第4章 業務等

(業務)

第42条 言語聴覚士は、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第31条第1項及び第32条の規定にかかわらず、診療の補助として、医師又は歯科医師の指示の下に、嚥下訓練、人工内耳の調整

その他厚生労働省令で定める行為を行うことを業とすることができる。

2 前項の規定は、第9条第1項の規定により言語聴覚士の名称の使用の停止を命ぜられている者については、適用しない。

(連携等)

第43条 言語聴覚士は、その業務を行うに当たっては、医師、歯科医師その他の医療関係者との緊密な連携を図り、適正な医療の確保に努めなければならない。

2 言語聴覚士は、その業務を行うに当たって、音声機能、言語機能又は聴覚に障害のある者に主治の医師又は歯科医師があるときは、その指導を受けなければならない。

3 言語聴覚士は、その業務を行うに当たっては、音声機能、言語機能又は聴覚に障害のある者の福

社に関する業務を行う者その他の関係者との連携を保たなければならない。

(秘密を守る義務)

第44条 言語聴覚士は、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。言

語聴覚士でなくなった後においても、同様とする。(名称の使用制限)

第45条 言語聴覚士でない者は、言語聴覚士又はこれに紛らわしい名称を使用してはならない。

臨床工学技士法(昭和62年6月2日 法律第60号)【抄】

第1章 総則

(定義)

第2条 この法律で「生命維持管理装置」とは、人の呼吸、循環又は代謝の機能の一部を代替し、又は補助することが目的とされている装置をいう。

2 この法律で「臨床工学技士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、臨床工学技士の名称を用いて、医師の指示の下に、生命維持管理装置の操作(生命維持管理装置の先端部の身体への接続又は身体からの除去であつて政令で定めるものを含む。以下同じ。)及び保守点検を行うことを業とする者をいう。

第4章 業務等

(業務)

第37条 臨床工学技士は、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第31条第1項及び第32条の規定にかかわらず、診療の補助として生命維持管理装置の操作及び生命維持管理装置を用いた治療において当該治療に関連する医療用の装置(生命維持管理装置を除く。)の操作(当該医療用の装置の先端部の身体への接続又は身体からの除去を

含む。)として厚生労働省令で定めるもの(医師の具体的な指示を受けて行うものに限る。)を行うことを業とすることができる。

2 前項の規定は、第8条第1項の規定により臨床工学技士の名称の使用の停止を命ぜられている者については、適用しない。

(特定行為の制限)

第38条 臨床工学技士は、医師の具体的な指示を受けなければ、厚生労働省令で定める生命維持管理装置の操作を行つてはならない。

(他の医療関係者との連携)

第39条 臨床工学技士は、その業務を行うに当たっては、医師その他の医療関係者との緊密な連携を図り、適正な医療の確保に努めなければならない。

(秘密を守る義務)

第40条 臨床工学技士は、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。臨床工学技士でなくなった後においても、同様とする。

(名称の使用制限)

第41条 臨床工学技士でない者は、臨床工学技士又はこれに紛らわしい名称を使用してはならない。

義肢装具士法(昭和62年6月2日 法律第61号)【抄】

第1章 総則

(定義)

第2条 この法律で「義肢」とは、上肢又は下肢の全部又は一部に欠損のある者に装着して、その欠損を補てんし、又はその欠損により失われた機能を代替するための器具器械をいう。

2 この法律で「装具」とは、上肢若しくは下肢の全部若しくは一部又は体幹の機能に障害のある者

に装着して、当該機能を回復させ、若しくはその低下を抑制し、又は当該機能を補完するための器具器械をいう。

3 この法律で「義肢装具士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、義肢装具士の名称を用いて、医師の指示の下に、義肢及び装具の装着部位の採型並びに義肢及び装具の製作及び身体への適合(以下「義肢装具の製作適合等」という。)を行うことを業とする者をいう。

第4章 業務等

(業務)

第37条 義肢装具士は、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第31条第1項及び第32条の規定にかかわらず、診療の補助として義肢及び装具の装着部位の採型並びに義肢及び装具の身体への適合を行うことを業とすることができる。

2 前項の規定は、第8条第1項の規定により義肢装具士の名称の使用の停止を命ぜられている者については、適用しない。

(特定行為の制限)

第38条 義肢装具士は、医師の具体的な指示を受けなければ、厚生労働省令で定める義肢及び装具の

装着部位の採型並びに義肢及び装具の身体への適合を行ってはならない。

(他の医療関係者との連携)

第39条 義肢装具士は、その業務を行うに当たっては、医師その他の医療関係者との緊密な連携を図り、適正な医療の確保に努めなければならない。

(秘密を守る義務)

第40条 義肢装具士は、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。義肢装具士でなくなった後においても、同様とする。
(名称の使用制限)

第41条 義肢装具士でない者は、義肢装具士又はこれに紛らわしい名称を使用してはならない。

救急救命士法(平成3年4月23日 法律第36号)【抄】

第1章 総則

(定義)

第2条 この法律で「救急救命処置」とは、その症状が著しく悪化するおそれがあり、若しくはその生命が危険な状態にある傷病者(以下この項並びに第44条第2項及び第3項において「重度傷病者」という。)が病院若しくは診療所に搬送されるまでの間又は重度傷病者が病院若しくは診療所に到着し当該病院若しくは診療所に入院するまでの間(当該重度傷病者が入院しない場合は、病院又は診療所に到着し当該病院又は診療所に滞在している間。同条第2項及び第3項において同じ。)に、当該重度傷病者に対して行われる気道の確保、心拍の回復その他の処置であって、当該重度傷病者の症状の著しい悪化を防止し、又はその生命の危険を回避するために緊急に必要なものをいう。

2 この法律で「救急救命士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、救急救命士の名称を用いて、医師の指示の下に、救急救命処置を行うことを業とする者をいう。

第4章 業務等

(業務)

第43条 救急救命士は、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第31条第1項及び第32条の規

定にかかわらず、診療の補助として救急救命処置を行うことを業とすることができる。

2 前項の規定は、第9条第1項の規定により救急救命士の名称の使用の停止を命ぜられている者については、適用しない。

(特定行為等の制限)

第44条 救急救命士は、医師の具体的な指示を受けなければ、厚生労働省令で定める救急救命処置を行ってはならない。

2 救急救命士は、救急用自動車その他の重度傷病者を搬送するためのものであって厚生労働省令で定めるもの(以下この項及び第53条第2号において「救急用自動車等」という。)以外の場所においてその業務を行ってはならない。ただし、病院若しくは診療所への搬送のため重度傷病者を救急用自動車等に乗せるまでの間又は重度傷病者が病院若しくは診療所に到着し当該病院若しくは診療所に入院するまでの間において救急救命処置を行うことが必要と認められる場合は、この限りでない。

3 病院又は診療所に勤務する救急救命士は、重度傷病者が当該病院又は診療所に到着し当該病院又は診療所に入院するまでの間において救急救命処置を行おうとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、当該病院又は診療所の管理者が実施する医師その他の医療従事者との緊密な連携の促進に関する事項その他の重度傷病

者が当該病院又は診療所に到着し当該病院又は診療所に入院するまでの間において救急救命士が救急救命処置を行うために必要な事項として厚生労働省令で定める事項に関する研修を受けなければならない。

(他の医療関係者との連携)

第45条 救急救命士は、その業務を行うに当たっては、医師その他の医療関係者との緊密な連携を図り、適正な医療の確保に努めなければならない。

(救急救命処置録)

第46条 救急救命士は、救急救命処置を行ったときは、遅滞なく厚生労働省令で定める事項を救急救命処置録に記載しなければならない。

2 前項の救急救命処置録であって、厚生労働省令

で定める機関に勤務する救急救命士のした救急救命処置に関するものはその機関につき厚生労働大臣が指定する者において、その他の救急救命処置に関するものはその救急救命士において、その記載の日から5年間、これを保存しなければならない。

(秘密を守る義務)

第47条 救急救命士は、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。救急救命士でなくなった後においても、同様とする。(名称の使用制限)

第48条 救急救命士でない者は、救急救命士又はこれに紛らわしい名称を使用してはならない。

歯科衛生士法(昭和23年7月30日 法律第204号)【抄】

〔歯科衛生士の定義〕

第2条 この法律において「歯科衛生士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、歯科医師(歯科医業をなすことのできる医師を含む。以下同じ。)の指導の下に、歯牙及び口腔の疾患の予防処置として次に掲げる行為を行うことを業とする者をいう。

一 歯牙露出面及び正常な歯茎の遊離縁下の付着物及び沈着物を機械的操作によつて除去すること。

二 歯牙及び口腔に対して薬物を塗布すること。

2 歯科衛生士は、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第31条第1項及び第32条の規定にかかわらず、歯科診療の補助をなすことを業とすることができる。

3 歯科衛生士は、前2項に規定する業務のほか、歯科衛生士の名称を用いて、歯科保健指導をなすことを業とすることができる。

〔歯科衛生士業務の制限〕

第13条 歯科衛生士でなければ、第2条第1項に規定する業をしてはならない。但し、歯科医師法(昭和23年法律第202号)の規定に基いてなす場合は、この限りでない。

〔歯科医業行為の禁止〕

第13条の2 歯科衛生士は、歯科診療の補助をなすに当たっては、主治の歯科医師の指示があつた場合を除くほか、診療機械を使用し、医薬品を授与し、

又は医薬品について指示をなし、その他歯科医師が行うのでなければ衛生上危害を生ずるおそれのある行為をしてはならない。ただし、臨時応急の手当をすることは、さしつかえない。

〔歯科衛生士に対する主治医の指示〕

第13条の3 歯科衛生士は、歯科保健指導をなすに当たつて主治の歯科医師又は医師があるときは、その指示を受けなければならない。

〔歯科衛生士に対する保健所長の指示〕

第13条の4 歯科衛生士は、歯科保健指導の業務に関して就業地を管轄する保健所の長の指示を受けたときは、これに従わなければならない。ただし、前条の規定の適用を妨げない。

〔業務の連携〕

第13条の5 歯科衛生士は、その業務を行うに当たっては、歯科医師その他の歯科医療関係者との緊密な連携を図り、適正な歯科医療の確保に努めなければならない。

(秘密を守る義務)

第13条の6 歯科衛生士は、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。歯科衛生士でなくなった後においても、同様とする。

(名称の使用制限)

第13条の7 歯科衛生士でない者は、歯科衛生士又はこれに紛らわしい名称を使用してはならない。

歯科技工士法(昭和30年8月16日 法律第168号)【抄】

第1章 総則

(用語の定義)

第2条 この法律において、「歯科技工」とは、特定人に対する歯科医療の用に供する補てつ物、充てん物又は矯正装置を作成し、修理し、又は加工することをいう。ただし、歯科医師(歯科医業を行うことができる医師を含む。以下同じ。)がその診療中の患者のために自ら行う行為を除く。

2 この法律において、「歯科技工士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、歯科技工を業とする者をいう。

3 この法律において、「歯科技工所」とは、歯科医師又は歯科技工士が業として歯科技工を行う場所をいう。ただし、病院又は診療所内の場所であつて、当該病院又は診療所において診療中の患者以外の者のための歯科技工が行われないものを除く。

第4章 業務

(禁止行為)

第17条 歯科医師又は歯科技工士でなければ、業として歯科技工を行つてはならない。

2 歯科医師法(昭和23年法律第202号)第7条第1項の規定により歯科医業の停止を命ぜられた歯科

医師は、業として歯科技工を行つてはならない。

(歯科技工指示書)

第18条 歯科医師又は歯科技工士は、厚生労働省令で定める事項を記載した歯科医師の指示書によらなければ、業として歯科技工を行つてはならない。ただし、病院又は診療所内の場所において、かつ、患者の治療を担当する歯科医師の直接の指示に基いて行う場合は、この限りでない。

(指示書の保存義務)

第19条 病院、診療所又は歯科技工所の管理者は、当該病院、診療所又は歯科技工所で行われた歯科技工に係る前条の指示書を、当該歯科技工が終了した日から起算して2年間、保存しなければならない。

(業務上の注意)

第20条 歯科技工士は、その業務を行うに当つては、印象採得、咬合採得、試適、装着その他歯科医師が行うのでなければ衛生上危害を生ずるおそれのある行為をしてはならない。

(秘密を守る義務)

第20条の2 歯科技工士は、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。歯科技工士でなくなった後においても、同様とする。

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年12月20日 法律第217号)【抄】

[外科手術等の禁止]

第4条 施術者は、外科手術を行い、又は薬品を投与し、若しくはその指示をする等の行為をしてはならない。

[施術の制限]

第5条 あん摩マッサージ指圧師は、医師の同意を

得た場合の外、脱臼又は骨折の患部に施術をしてはならない。

[消毒]

第6条 はり師は、はりを施そうとするときは、はり、手指及び施術の局部を消毒しなければならない。

柔道整復師法(昭和45年4月14日 法律第19号)【抄】

第4章 業務

(外科手術、薬品投与等の禁止)

第16条 柔道整復師は、外科手術を行ない、又は薬品を投与し、若しくはその指示をする等の行為をしてはならない。

(施術の制限)

第17条 柔道整復師は、医師の同意を得た場合のほ

か、脱臼又は骨折の患部に施術をしてはならない。
ただし、応急手当をする場合は、この限りでない。

公認心理師法(平成27年9月16日 法律第68号)【抄】

第1章 総則

(定義)

第2条 この法律において「公認心理師」とは、第28条の登録を受け、公認心理師の名称を用いて、保健医療、福祉、教育その他の分野において、心理学に関する専門的知識及び技術をもって、次に掲げる行為を行うことを業とする者をいう。

- 一 心理に関する支援を要する者の心理状態を観察し、その結果を分析すること。
- 二 心理に関する支援を要する者に対し、その心理に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。
- 三 心理に関する支援を要する者の関係者に対し、その相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。
- 四 心の健康に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供を行うこと。

第4章 義務等

(信用失墜行為の禁止)

第40条 公認心理師は、公認心理師の信用を傷つけるような行為をしてはならない。

(秘密保持義務)

第41条 公認心理師は、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。公認心理師でなくなった後においても、同様とする。

(連携等)

第42条 公認心理師は、その業務を行うに当たっては、その担当する者に対し、保健医療、福祉、教

育等が密接な連携の下で総合的かつ適切に提供されるよう、これらを提供する者その他の関係者等との連携を保たなければならない。

2 公認心理師は、その業務を行うに当たって心理に関する支援を要する者に当該支援に係る主治の医師があるときは、その指示を受けなければならない。

(名称の使用制限)

第44条 公認心理師でない者は、公認心理師という名称を使用してはならない。

2 前項に規定するもののほか、公認心理師でない者は、その名称中に心理師という文字を用いてはならない。

附則

(受験資格の特例)

第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、第7条の規定にかかわらず、試験を受けることができる。

2 この法律の施行の際現に第2条第1号から第3号までに掲げる行為を業として行っている者その他その者に準ずるものとして文部科学省令・厚生労働省令で定める者であつて、次の各号のいずれにも該当するに至ったものは、この法律の施行後5年間は、第7条の規定にかかわらず、試験を受けることができる。

- 一 文部科学大臣及び厚生労働大臣が指定した講習会の課程を修了した者
- 二 文部科学省令・厚生労働省令で定める施設において、第2条第1号から第3号までに掲げる行為を5年以上業として行った者

健康保険法(大正11年4月22日 法律第70号)【抄】

第4章 保険給付

[療養の給付]

第63条 被保険者の疾病又は負傷に関しては、次に

掲げる療養の給付を行う。

- 一 診察
- 二 薬剤又は治療材料の支給
- 三 処置、手術その他の治療

- 四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- 五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- 2 次に掲げる療養に係る給付は、前項の給付に含まれないものとする。
- 一 食事の提供である療養であって前項第5号に掲げる療養と併せて行う者(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床(以下「療養病床」という。)への入院及びその療養に伴う世話その他の看護であって、当該療養を受ける際、65歳に達する日の属する月の翌月以後である被保険者(以下(特定長期入院被保険者)という。)に係るものを除く。以下「食事療養」という。)
- 二 次に掲げる療養であって前項第5号に掲げる療養と併せて行う者(特定長期入院被保険者に係るものに限る。以下「生活療養」という。)
- イ 食事の提供である療養
- ロ 温度、照明及び給水に関する適切な療養環境の形成である療養
- 三 厚生労働大臣が定める高度の医療技術を用いた療養その他の療養であって、前項の給付の対象とすべきものであるか否かについて、適正な医療の効率的な提供を図る観点から評価を行うことが必要な療養(次号の患者申出療養を除く。)として厚生労働大臣が定めるもの(以下「評価療養」という。)
- 四 高度の医療技術を用いた療養であって、当該療養を受けようとする者の申出に基づき、前項の給付の対象とすべきものであるか否かについて、適正な医療の効率的な提供を図る観点から評価を行うことが必要な療養として厚生労働大臣が定めるもの(以下「患者申出療養」という。)
- 五 被保険者の選定に係る特別の病室の提供その他の厚生労働大臣が定める療養(以下「選定療養」という。)

- 3 第1項の給付を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる病院若しくは診療所又は薬局のうち、自己の選定するものから、電子資格確認その他厚生労働省令で定める方法(以下「電子資格確認等」という。)により、被保険者であることの確認を受け、同項の給付を受けるものとする。
- 一 厚生労働大臣の指定を受けた病院若しくは診療所(第65条の規定により病床の全部又は一部を除いて指定を受けたときは、その除外された病床を除く。以下「保険医療機関」という。)又は薬局(以下「保険薬局」という。)
- 二 特定の保険者が管掌する被保険者に対して診療又は調剤を行う病院若しくは診療所又は薬局であって、当該保険者が指定したもの
- 三 健康保険組合である保険者が開設する病院若しくは診療所又は薬局
- 4 第2項第4号の申出は、厚生労働大臣が定めるところにより、厚生労働大臣に対し、当該申出に係る療養を行う医療法第4条の3に規定する臨床研究中核病院(保険医療機関であるものに限る。)の開設者の意見書その他必要な書類を添えて行うものとする。
- 5 厚生労働大臣は、第2項第4号の申出を受けた場合は、当該申出について速やかに検討を加え、当該申出に係る療養が同号の評価を行うことが必要な療養と認められる場合には、当該療養を患者申出療養として定めるものとする。
- 6 厚生労働大臣は、前項の規定により第2項第4号の申出に係る療養を患者申出療養として定めることとした場合には、その旨を当該申出を行った者に速やかに通知するものとする。
- 7 厚生労働大臣は、第5項の規定により第2項第4号の申出について検討を加え、当該申出に係る療養を患者申出療養として定めないこととした場合には、理由を付して、その旨を当該申出を行った者に速やかに通知するものとする。

日本国憲法(昭和21年11月3日公布, 昭和22年5月3日施行)【抄】

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利につい

ては、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

民法(明治29年 4月27日 法律第89号)【抄】

(債務不履行による損害賠償)

第415条 債務者がその債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして債務者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(請負)

第632条 請負は、当事者の一方がある仕事を完成することを約し、相手方がその仕事の結果に対してその報酬を支払うことを約することによって、その効力を生ずる。

(委任)

第643条 委任は、当事者の一方が法律行為をすることを相手方に委託し、相手方がこれを承諾することによって、その効力を生ずる。

(受任者の注意義務)

第644条 受任者は、委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務を負う。

(準委任)

第656条 この節の規定は、法律行為でない事務の

委託について準用する。

(不法行為による損害賠償)

第709条 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

(財産以外の損害の賠償)

第710条 他人の身体、自由若しくは名誉を侵害した場合又は他人の財産権を侵害した場合のいずれであるかを問わず、前条の規定により損害賠償の責任を負う者は、財産以外の損害に対しても、その賠償をしなければならない。

(使用者等の責任)

第715条 ある事業のために他人を使用する者は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、使用者が被用者の選任及びその事業の監督について相当の注意をしたとき、又は相当の注意をしても損害が生ずべきであったときは、この限りでない。

2 使用者に代わって事業を監督する者も、前項の責任を負う。

3 前2項の規定は、使用者又は監督者から被用者に対する求償権の行使を妨げない。

戸籍法(昭和22年12月22日 法律第224号)【抄】

第49条

③ 医師、助産師又はその他の者が出産に立ち会った場合には、医師、助産師、その他の者の順序に従ってそのうちの一人が法務省令・厚生労働省令

の定めるところによつて作成する出生証明書を届書に添付しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

刑法(明治40年 4月24日 法律第45号)【抄】

(正当行為)

第35条 法令又は正当な業務による行為は、罰しない。

(緊急避難)

第37条 自己又は他人の生命、身体、自由又は財産に対する現在の危難を避けるため、やむを得ずに

した行為は、これによって生じた害が避けようとした害の程度を超えなかった場合に限り、罰しない。ただし、その程度を超えた行為は、情状により、その刑を減輕し、又は免除することができる。

2 前項の規定は、業務上特別の義務がある者には、適用しない。

(故意)

第38条 罪を犯す意思がない行為は、罰しない。ただし、法律に特別の規定がある場合は、この限りでない。

2 重い罪に当たるべき行為をしたのに、行為の時にその重い罪に当たることとなる事実を知らなかった者は、その重い罪によって処断することはできない。

3 法律を知らなかったとしても、そのことによって、罪を犯す意思がなかったとすることはできない。ただし、情状により、その刑を減輕することができる。

(心神喪失及び心神耗弱)

第39条 心神喪失者の行為は、罰しない。

2 心神耗弱者の行為は、その刑を減輕する。

(秘密漏示)

第134条 医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁護士、公証人又はこれらの職にあった者が、正当な理由がないのに、その業務上取り扱い

ったことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、6月以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金に処する。

(親告罪)

第135条 この章の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

(傷害)

第204条 人の身体を傷害した者は、15年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

(過失傷害)

第209条 過失により人を傷害した者は、30万円以下の罰金又は科料に処する。

2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

(業務上過失致死傷等)

第211条 業務上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は、5年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。重大な過失により人を死傷させた者も、同様とする。

(業務上墮胎及び同致死傷)

第214条 医師、助産師、薬剤師又は医薬品販売業者が女子の囑託を受け、又はその承諾を得て墮胎させたときは、3月以上5年以下の拘禁刑に処する。よって女子を死傷させたときは、6月以上7年以下の拘禁刑に処する。

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成15年7月16日 法律第110号)【抄】

(目的等)

第1条 この法律は、心神喪失等の状態で重大な他害行為(他人に害を及ぼす行為をいう。以下同じ。)を行った者に対し、その適切な処遇を決定するための手続等を定めることにより、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによって、その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、もってその社会復帰を促進することを目的とする。

2 この法律による処遇に携わる者は、前項に規定する目的を踏まえ、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者が円滑に社会復帰をすることができるように努めなければならない。

(定義)

第2条

2 この法律において「対象者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 公訴を提起しない処分において、対象行為を行ったこと及び刑法第39条第1項に規定する者(以下「心神喪失者」という。)又は同条第2項に規定する者(以下「心神耗弱者」という。)であることが認められた者

二 対象行為について、刑法第39条第1項の規定により無罪の確定裁判を受けた者又は同条第2項の規定により刑を減輕する旨の確定裁判(懲役又は禁錮の刑を言い渡し、その刑の全部の執行猶予の言渡しをしない裁判であって、執行すべき刑期があるものを除く。)を受けた者

(精神保健審判員)

第6条 精神保健審判員は、次項に規定する名簿に記載された者のうち、最高裁判所規則で定めるところにより地方裁判所が毎年あらかじめ選任したものの中から、処遇事件ごとに地方裁判所が任命する。

2 厚生労働大臣は、精神保健審判員として任命すべき者の選任に資するため、毎年、政令で定めるところにより、この法律に定める精神保健審判員の職務を行うのに必要な学識経験を有する医師(以下「精神保健判定医」という。)の名簿を最高裁判所に送付しなければならない。

(精神保健参与員)

第15条 精神保健参与員は、次項に規定する名簿に記載された者のうち、地方裁判所が毎年あらかじめ選任したものの中から、処遇事件ごとに裁判所が指定する。

2 厚生労働大臣は、政令で定めるところにより、

毎年、各地方裁判所ごとに、精神保健福祉士その他の精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術を有する者の名簿を作成し、当該地方裁判所に送付しなければならない。

(社会復帰調整官)

第20条 保護観察所に、社会復帰調整官を置く。

(入院等の決定)

第42条 裁判所は、第33条第1項の申立てがあった場合は、第37条第1項に規定する鑑定を基礎とし、かつ、同条第3項に規定する意見及び対象者の生活環境を考慮し、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める決定をしなければならない。

一 対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するため、入院をさせてこの法律による医療を受けさせる必要があると認める場合 医療を受けさせるために入院をさせる旨の決定